

令和5年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和5年6月16日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 村田 弘行	2番 小菅 康子
	3番 田中 陽介	4番 山本 剛
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二
	7番 石川 恵美	8番 服部 嘉雄
	9番 奥山文市郎	10番 益川 教智
	11番 東郷 克己	12番 山崎 敦志
	13番 山崎 有子	14番 稲垣 誠亮
	15番 荒川 泰宏	16番 橋 俊明
	17番 岩井智恵子	18番 鈴木 市朗

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	布施 篤志	総務部長	川尻 康治
市民部長	長尾 健治	市民部政策監 (文化スポーツ担当)	武内 了恵
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭	都市建設部長	岡崎 慎一
環境経済部長	西村 拓巳	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
総務課長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

## 議事日程

### 諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第46号から議第80号まで  
(令和5年度野洲市一般会計補正予算(第3号)) 他34件)  
質疑
- 第3 議第52号及び議第55号から議第80号まで  
(工事請負契約の変更について(総合体育館大規模改修工事(建築主体工事)) 他26件)  
討論、採決
- 第4 議第46号から議第51号まで並びに議第53号及び議第54号  
(令和5年度野洲市一般会計補正予算(第3号)) 他7件)  
常任委員会付託
- 第5 一般質問

## 追加議事日程

- 第1 議第81号  
(令和5年度野洲市一般会計補正予算(第4号))  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第2 議第82号  
(財産の取得について(コミュニティバス車両))  
提案理由説明、質疑、常任委員会付託

開議 午前9時00分

## 議事の経過

(再開)

○議長(荒川泰宏君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、6月8日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(荒川泰宏君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第10番、益川教智議員、第11番、東郷克己議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(荒川泰宏君) 日程第2、議第46号から議第80号まで、令和5年度野洲市一般会計補正予算(第3号)の他34件を一括議題とします。

これより質疑に移ります。議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。第2番、小菅康子議員。

○2番(小菅康子君) 第2番、小菅康子です。

私は、議第55号から80号の野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、質問をさせていただきます。

今回の提案は、今年3月16日から農業委員の推薦募集をされ、受付終了の4月14日で推薦を受けた方が26名であり、この26名の方について、野洲市農業委員会委員候補者評価委員会の審議を受けて、その審議結果を踏まえて、今回、市長が市議会同意の提案をされました。農業委員は、以前は公選制で、議員や市長と同じく選挙でした。しかし、公選制が廃止され、市長の任命制となりました。このことによって、農業委員会の構成と委員の選任については、候補者評価委員会の審議を受けるとされています。

そこで、質問をさせていただきます。

1点目に、公選制が廃止され、それだけに候補者評価委員会の審議がより重要となると思いますが、しかし、人事案件ですので、その中身の全てを公表するわけにはいかないというのは承知はしておりますが、しかし、候補者評価委員会で、何が議論されたのか、それが全く分からないのでは、市長の提案に対して審議や同意の判断が難しいかと思えます。その点についての見解をお願いします。

2点目に、野洲市農業委員会の委員の選任に関する規則では、農業委員の推薦方法と手続、また被推薦者の資格などが決められています。この関係でお聞きしますが、今回、市長から提案されています名簿を拝見いたしますと、女性は26名中3名、また年齢的には

60歳未満の方は1名です。これは今期の構成よりも年齢層が高く、また女性も今の期の5名から3名と少なくなっています。今回の提案に当たり、どのような推薦依頼をされたのか、また候補者評価委員会でどのような審議となったのかをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） 議員の皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、小菅議員のご質問でございます議第55号から80号、野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてのご回答をさせていただきます。

まず1点目のご質問の回答でございます。

令和5年3月16日から令和5年4月14日までを公募期間といたしまして、野洲市農業委員会委員を募集させていただきましたところ、市内各学区自治連合会推薦が22名、団体推薦が4名の計26名の推薦がございました。野洲市農業委員会委員候補者評価委員会では、推薦のありました委員候補者が農業委員会等に関する法律第8条に規定いたします資格要件に適合しているかを審査いただいております。そして、委員に適任であることを確認されたところでございます。

なお、委員候補者の詳細情報につきましては、5月30日に全員協議会におきまして、各委員候補者の詳細をお示しさせていただいたところでございます。

続きまして、2点目のご質問の回答をさせていただきます。

市内各学区自治連合会や団体などへの推薦依頼に当たっては、農業委員会の委員として、認定農業者が過半数を占めること、利害関係を有しない者が含まれること、及び年齢、性別に著しい偏りが生じないことなどをご説明させていただいて、推薦のほうをお願いさせていただいております。

なお、令和5年5月9日に開催されました野洲市農業委員会委員候補者評価委員会におきましては、推薦のありました26名の委員候補者について、農業委員会等に関する法律第6条の規定に基づき、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができるのか、また同法第8条に規定いたします資格要件を満たすのかにつきまして、慎重に審議をいただき、いずれの委員候補者についても農業委員会委員に適任であると判断されたものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） 詳しくご説明をいただきまして、ありがとうございます。

そこで、再質問をさせていただきます。

私は今回提案されています26名の方、個々の方の具体的な評価をお聞きしたいということではありません。提案資料に書かれていますように、この26名の方、皆さん、市内で野洲農業の振興に努力され、また各団体から推薦により提案されている方は、農業など、野洲市のまちづくりの活動などにも参加をされており、この重責を担っていただけることと思っています。

再度の質問ですが、お聞きしたいのは、市長が議会に提案されるに当たり、個人情報やプライバシーを配慮した上で、どのような審議がされたのかを公表できる範囲で明らかにしてほしいと思います。これに関して、候補者評価委員会では、26名の候補者の方について、推薦団体名と候補者の推薦理由を記載した資料が出されています。今後のことになると思うんですが、農業委員会委員の同意を求める提案に当たっては、名前と年齢と簡単な経歴だけではなく、その推薦理由の資料も議案の資料として出していただければ、より議員としても深まった審議ができるのではないかと思います、その点についてお聞きをします。

それと、今回は、結果として、明日の野洲の農業を担う若い後継農業者の比率が極めて少ないこと、また女性の登用が少ないことを考えますと、委員の選任に関する規則、あるいはその他の方法で若手や女性登用の比率を規定化することも必要ではないかと思いますが、その点についての見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、小菅議員の再質問3点、1点目が、農業委員会の評価委員会の中でどのような審議がなされたのかといった点の説明、そして2点目が、議案関係資料のことをおっしゃっているのかなと思いますが、そちらのほうに推薦団体と推薦理由といったものをつけられないかという点、そして3点目が女性、青年が少ないということに鑑みまして、これを規定することはできないかという点であろうかなと思います。

それでは、まず第1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

農業委員会委員に関しましては、農業委員会等に関する法律によりまして、農業委員会委員の資格要件が定まっております。まず、欠格事項といたしまして、法律の第8条第4項によりまして、破産手続の開始決定を受けていない者など、そして同項2号によりまして、禁錮刑以上の刑に処せられていない者、また野洲市のほうの規則にはなりますが、そちらの規則の3条第1項によりまして、市の職員でないこと、さらに同項第2号により

まして、暴力団員等でないということが欠格事項として定められております。まずもって、この点につきまして、確認をさせていただいております。

続きまして、実質的な審査ということになるんですが、こちらのほうにつきましても、法律上決まっております。先ほど申し上げました法律の第8条第1項に規定しております農業に関し識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に遂行できることが行える者というように規定をされております。農業に関しての識見が問われているというところでございます。

また、全体的な内容といたしまして、構成になりますが、農業者の中にございます認定農業者というのがございます。この認定農業者が半数以上を占めることということ。さらに第6項におきまして、利害関係を有しない委員を入れること、そして第7項におきまして、配慮事項といたしまして、委員の年齢、性別などに著しい偏りが生じないということに配慮するということになっております。この点につきまして、審査会のほうで審議をさせていただいております。具体的には、活動の経歴、さらに農業経営の状況、また推薦理由というのを基に審査し、評価をさせていただいたところでございます。

2点目のほうでございます。

推薦団体、理由等の議案資料としてつけられないかという点でございます。こちらにつきましましては、前もって、5月30日の全員協議会のほうで説明をさせていただいて、その中で資料として経歴等をつけさせていただいております。また、その後行われました議案勉強会におきましても、議案に係る質疑等を受けさせていただいておるところでございまずので、その点におきまして、ご質疑等いただければご回答させていただけるというふうに考えております。

3点目の女性、青年を規定することはできないかという点でございます。

こちらの点につきましては、法律上規定されておりますのは配慮するというところでございまして、法律を超えて人数等を規定するというのはなかなか難しいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○2番（小菅康子君） この推薦理由の資料は、既に市のホームページにもアップされて、公表されておりますし、より、やはり私たち議員が判断する上でも、これを資料として上げていただきたいというのは、今後の検討事項として考えていただければと思います。ま

た、これから明日の若い、野洲農業を担う若い層をもっと委員の中に入れていただくと  
いう、そういうことを、やはり重視していただきたいなと思います。これは要望です。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（荒川泰宏君） 日程第3、議第52号及び議第55号から議第80号まで、工事  
請負契約の変更について（総合体育館大規模改修工事（建築主体）工事）他26件を一括  
議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号及び議第55号から議第80号までの各議案  
は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これ  
にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第52号及び議第55号から  
議第80号までの各議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第52号及び議第55号から議第80号までの各議案について、通告による討  
論はございませんでした。よって、討論を終結いたします。

これより、議第52号及び議第55号から議第80号までについて、順次採決いたしま  
す。

お諮りいたします。

まず、議第52号工事請負契約の変更について（総合体育館大規模改修工事（建築主体）  
工事）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議第55号から議第80号まで、野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意  
を求めることについて他25件を一括して採決いたしたいと思えます。これにご異議ござ  
いませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第55号から議第80号まで、野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて他25件を一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。

議第55号から議第80号まで、野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第55号から議第80号までは、原案のとおり同意することに決しました。

（日程第4）

○議長（荒川泰宏君） 日程第4、議第46号から議第51号まで並びに議第53号及び議第54号、令和5年度野洲市一般会計補正予算（第3号）他7件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第46号から議第51号まで並びに議第53号及び議第54号の各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ここで、会派代表者会議等開催のため、暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡いたします。

（午前 9時21分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長から、議第81号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第4号）が提出されております。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第81号を日程に追加し、議題とすることに決しました。



(追加日程第1)

○議長(荒川泰宏君) 追加日程第1、議第81号令和5年度野洲市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

栢木市長。

○市長(栢木 進君) それでは、本日追加で提出いたしました議第81号令和5年度野洲市一般会計補正予算(第4号)について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算それぞれに39万9,000円を増額いたします。歳出の内容は、民生費において、本市に対する損害賠償請求の訴訟が提起されたことに伴い、その対応に係る弁護士費用を追加します。また、債務負担行為の補正については、当該損害賠償請求事件に係る訴訟事務委託料を設定します。これに対する歳入につきましては、収支の財源調整として繰越金を追加計上します。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長(荒川泰宏君) これより、ただいま議題となっております議第81号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

東郷議員。

暫時休憩します。

(午前10時47分 休憩)

(午前11時02分 再開)

○議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第11番、東郷克己議員。

○11番(東郷克己君) 第11番、東郷克己でございます。

一般会計補正予算(第4号)について、ご質問をいたします。議案質疑いたします。

この損害賠償請求に係る弁護士の委任について、そもそもその損害賠償請求に係る部分についての質問をいたします。当該の案件は、この法の執行の中で事実認定の食い違いから生じているものと受け止めております。この件については、前回の議会、一般質問において、成年後見人の件で、こうした法の執行に際して、十分慎重にといいますか、慎重を期して行うようにということを確認させていただいたところであります。少し似ていると

ころもございますので、確認のために質問をするものでございます。

ちょっと繰り返しになりますが、この件については、人権の保護という部分と同時に人権の制限という部分が両面があるものと考えております。ですので、その執行に際しては十分に慎重を期すことが求められていると考えております。

そこで、3点質問をいたします。

執行に当たってご本人の意思が何より重要と考えてございますが、そのご本人の意思確認はどういう形で行われたのか、お伺いをいたします。

2つ目、その際、市の職員以外の第三者の同席はあったのかどうかというのをお聞きいたします。

そして3つ目、そのときの状況、この経緯、他の経緯も含めて、書類等の記録はしっかり残っているのかどうか。

以上3点、お答えをお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、東郷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

何分係争中の案件でございますので、詳細については、申し述べることは差し控えさせていただきます。質問のあった3点についてお答えをさせていただきます。

まず、この案件ですけれども、まず地域の方からの報告があつて着手というか、取りかかったわけですが、その後、意思確認につきましては、ご本人さんと複数回、面談をさせていただいて、状況を確認させていただいております。

それから、第三者がいたかということですが、何分内容が、これはデリケートなものですので、第三者は同席はされていませんけれども、複数の職員で対応をきちっとさせていただいたということでございます。

それから書類につきましても、当然のごとく、きちっと残させていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 人権にも関わること、そして係争中ということですので、ちょっと突っ込んで聞くことは差し控えたいと思います。これにて、議案質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第81号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第81号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております。議第81号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議第81号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました議第81号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第4号）については、当初提案されている議第46号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第3号）よりも先に議決したことにより、議決の結果生じた補正前の額等、数字その他の整理を要することとなりました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議第81号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第4号）について、会議規則第45条の規定に基づき、議決の結果生じた補正前の額等、数字その他の整理を本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第81号については、補正前の額等、数字その他の整理を本職に一任いただくことに決しました。

次に、市長から、議第82号財産の取得について（コミュニティバス車両）が提出され

ております。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第２として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第８２号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第２）

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第２、議第８２号財産の取得について（コミュニティバス車両）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（栢木 進君） それでは、本日追加で提出いたしました議第８２号財産の取得について（コミュニティバス車両の取得）について、ご説明申し上げます。

本議案は、市のコミュニティバスとして使用している小型バスが新規登録後１８年を経過し、老朽化していることから、これを更新するため、去る５月３０日に執行したコミュニティバスの購入に係る指名競争入札の結果、契約金額を２，１９５万５，１１０円、契約の相手方を滋賀日野自動車株式会社栗東支店支店長、村林喜裕と定め、物品購入契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第８号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております議第８２号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第８２号は、会議規則第３９条第１項の規定により総務常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第５）

○議長（荒川泰宏君） 日程第５、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第9番、奥山文市郎議員。

○9番（奥山文市郎君） 第9番、創政会、奥山文市郎でございます。

梅雨時期に大変うっとうしい毎日が続きますけれども、私は2つだけうれしいことがあります。1つは、家の野菜とか花に水をやらなくていいこと、そして2点目は、家の田んぼに稲が分けつ、この時期しまして、そしてすごく成長スピードが速いんですけれども、野洲市政もこの時期に分けつとまではいきませんが、ぐんぐん成長するように期待を込めて3つほど質問させていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

スライド、お願いします。

まず1点目です。

SNS等による人権侵害について質問させていただきます。

現在の情報化社会におきましては、インターネットによるブログ等のSNS（ソーシャルネットワークサービス）は非常に便利なコミュニケーションや意見交換などのツールであります。しかし反面、他人の誹謗中傷や侮辱、プライバシーの侵害、いじめや差別の助長、フェイク情報の拡散など、その不正な使われ方は社会問題ともなっています。私も議員活動の一環として、SNSによる情報発信をしておりますが、その際の配慮といたしましては、自分に関する情報や写真のみを掲載することに努め、決して他者の批判や批評、あるいは行動干渉をするような発信とはならないように心がけています。

本市は、人権尊重のまちづくり宣言を高らかに唱え、市民の不断の努力によって、誰もが大切にされ安心して暮らせるようなまちづくりを推進しています。しかし、残念ながら、一部の市民が発信されているブログの内容を拝見していると、先に申し上げました社会問題化しているSNSの課題が克服されずに掲載されていることが散見されます。

具体的な例を申し上げますと、特定の市民の発信内容は、本市の市政批判が中心で、日々更新されていますが、時には特定の個人批判や明確な根拠のない持論による政策批判などをされています。また、場合によっては、市職員や市会議員、あるいは本市と信頼関係がある大学の教授の実名までも出されていることもあります。言論の自由は憲法上誰しも保障されるものであります。しかし、その発信内容によっては、人が傷つき、不利益を生じさせる可能性を有しているものであることから、節度と良識ある内容が求められるも

のであります。実際、私も多くの方から、人権配慮を欠いた内容は、その特定市民の過去の立場を考えると、道義的に不適切ではないかという指摘も聞き及んでおります。こうしたことから、人権尊重を標榜する本市にとって、このようなブログは決して看過できるものではないと思いますが、このことを含んで、一般論と各論につきまして、次のとおり質問させていただきます。

まず1問目ですが、現在、インターネット上のSNS等による人権侵害の状況や昨年度の件数について把握されておられれば、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、奥山議員の1点目のインターネット上のSNS等による人権侵害の状況や昨年度の件数について、ご質問にお答えいたします。

議員のご質問のとおり、情報化社会の急速な発展とインターネットの普及によりまして、利便性が大きく向上したその反面、情報発信の容易さや匿名性を悪用して、誹謗中傷や差別を助長する表現など、人権に関わる問題が発生することは認識しております。国においても、プロバイダ責任制限法が改正されるなど、被害者救済を図るための対策が取られているところでございます。しかしながら、全国においては、法務省人権擁護局の発表資料にはなりますけれども、昨年度、インターネットを利用した人権侵犯事件の数につきましては1,721件発生しており、高い水準で推移しているものと考えております。野洲市におきましても、昨年度1件発生しておりまして、その内容につきましては、市内の特定地域及び周辺を撮影された動画がネット上に配信され、差別を助長する内容が拡散されたというものでございました。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

全国でインターネットで1,721件、そして野洲市で1件という数字をご報告いただきましたけれども、あくまでもこれは水面下の部分を含んでいないので、実際はもっと多いかと思えます。

それでは、2番目の質問に参ります。

市民がSNS等による人権侵害と思われた場合の相談窓口や具体的な救済措置について教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

相談の第1窓口といたしましては、野洲市の人権センターとなりますけれども、具体的な内容によりまして、専門機関等へつないで解決に当たるということとなります。具体的には、専門的知見を有する法務局が相談に応じ、ネット上の書き込みに対しまして、削除依頼の方法などの助言を行っています。また、書き込みの内容が名誉毀損やプライバシーの侵害など、人権侵害に当たると判断された場合は、プロバイダ等に対して削除要請が行われることとなります。実際に野洲市で発生いたしました動画配信につきましても、大津法務局のほうに削除要請をいたしまして、今現在削除されているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

私も過去にこのプロバイダにちょっと抗議というか、修正依頼をした経験もありますし、やはり行政もそういった部分の市民への指導につきましても、周知につきましても、またよろしくをお願いします。

次、3番目の質問ですけれども、先に申し上げましたような特定市民のブログに対しまして、市民や職員、あるいは外部の方から苦情等を受けたことはありますか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、3点目のご質問、苦情を受けたことがあるかについて、ご回答をさせていただきます。

ご質問いただいた内容につきましては、人権センター及び市の窓口、人事課においては、苦情を受けたことはございません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） 今、苦情はないということですがけれども、私が先に申し上げましたとおり、個人的には、複数の職員だから、相談とはいかないまでも、いい気分ではないといった声を何件か実際に聞いております。私たち市会議員、そして市長は政治家であるので、ある程度の政策批判とかプライバシーの公開は甘んじて受けます。しかし、執行部の皆様方は、市長の補助者であり、最高権力者である市長の指示のもとで仕事をされているので、SNSという拡散ツールで個人の誹謗中傷はあってはならないと思います。

そこで、市長にお尋ねしますが、こうしたブログ等で職員が誹謗中傷など、人権侵害的

なケースがあった場合、職員個人の尊厳を守る義務が市長にはあると思いますが、市長の考えや自分の実体験から何かご意見等がありましたら、お聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） 再質問にお答えをいたします。

私の考えや自分の実体験から意見があればというご質問でございますが、ただいまも総務部長がお答えいたしましたとおり、このSNSの内容により対応等が変わってまいりますので、想定による回答はできませんが、市職員は日々多くの課題に向き合い、また市民に寄り添いながら業務に携わってくれております。特に新病院整備に当たっては、総合体育館東側市有地での整備方針を決定して以来、私、市長へのお手紙をはじめ、市民の皆様から多くの意見を賜ってまいりました。このことから整備に関し、市民の皆様の理解を得るため、また事業の透明性を確保するために様々な情報を提供し、業務を進めてきてこれたのは、昼夜を問わず頑張ってくれた職員の皆さんのおかげだというふうに思っております。

議員がおっしゃるように、市の方針を決定し進めていくのは、市民の負託を受けた政治家である私の責任であり、私に対する批判については、真摯に受けておりますが、仮に職員に対して誹謗中傷など、人権侵害に当たるような事案が発生した場合は、弁護士に相談するなど、適切に対応してまいりたいと思います。また、そういうことが市民の方からもあってはならないと、ないようにということをお願いしております。職員は本当に一生懸命、昼夜を問わず頑張ってくれておりますので、その辺も議員の皆さんも、ご理解いただけたらありがたいなというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

市長の強い決意、そして職員を思いやる温かい気持ちが今かいま見れたと思います。そして、職員に加えて、例えば本市の外部委員を入れての審査委員会とか、そういう部分に対しましても、市のために来ていただけてくださるのに、そういった個人を誹謗中傷するような掲載がありましたら、やはり市の信用失墜にもなりますし、今後野洲市、そういった方が来られないということにもなりかねますので、職員さん同様、外部のこういった先生方に対しましても、同様の措置で、人に優しい、人権に配慮している野洲市の姿勢を貫いていただきたいと思います。



最後になりましたけれども、最後の質問です。

今後、特定市民の方の発信内容に対しまして、人権対策上、疑義があると市民が判断した場合は、市としても対応はどう考えるのか。また、問題があると考えられる場合、踏み込んだ行政指導はできないか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、4点目の特定の市民が発信した内容に対して、市として対応措置があるのかという点について、お答えをさせていただきます。

市民からの発信内容につきまして、議員おっしゃっていただきますように、人権対策上に疑義があるということが、仮に相談があった場合につきましては、2問目の救済措置のところでお答えさせていただいた内容で対応させていただくこととなると思います。市長が申し上げましたとおり、個別具体的内容によりまして、対応については変わってくると思われまので、この場で明確に回答させていただくというのはできませんけれども、市では、人権施策基本計画におきまして、インターネット上による人権侵害を重点課題として位置づけております。ここでも、中でも書き込みにつきましては、表現の自由が保障されている反面、議員もおっしゃっていただいている何げない一言が人の心を傷つけると、あと名誉棄損やプライバシーの侵害につながるということをはらんでいるということから、自己の責任において正しく発信していただけるよう、引き続き啓発に努めていきたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

自己責任におきまして、発信内容につきましては改めていただくというご回答でした。この自己責任という答弁というか、文言は難しいものでして、特に社会的立場が強いというか、影響のある方につきましては、やはりより厳しいものが一般市民より求められると思いますけれども、今回、私の質問につきましては、職員個人の倫理信念につきまして、質問させていただきましたが、他の自治体とか法人をけなしたり、そういった相手のことを思いやらない発言とか書き込み等につきましても、やはり野洲市として発信するならば、市の信用失墜ということになりますので、その点もご配慮いただく、それは私も含めてですけれども、これから、そういうことを最大限に配慮しながら、議員活動に取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きまして、執行部の方々は私どもに対しましてもご指導賜

りたいと思います。

それでは、質問2、学校給食センターの民営化につきまして、質問させていただきます。

さきの定例会で可決されました令和5年度の一般会計予算の中の債務負担行為におきまして、9億9,300万円の学校給食センター調理業務等委託が計上されています。これは行財政改革推進プランの重点取り組み事項にも記載されているとおり、現在、市直営で実施されている給食業務の見直しと民間活力の導入の具現化であると認識しています。

スライド、お願いします。

私が調べたところ、現在、県内の19市町では、直営で実施されている自治体が本市を含めて6自治体で、市に限って言えば、2市のみとなっております。また、全国的に見ても、調理業務の69.7%、また運搬業務は90.8%が民営化されているのが実態であります。したがって、決して潤沢とは言えない本市の財政状況や人件費高騰による財政圧迫要因ともなると言われている直営化比率が他市と比べ比較的高いことを考えると、民営化への取り組みは当然の流れであると考えます。

学校給食法によりますと、学校給食の目標は、適切な栄養の摂取と健康の保持、増進、食事の正しい理解、健全な食生活と食習慣を養うことなどがうたわれています。今まで、そして現在もこの目標達成のため、矜持を持ち、心を込めて、市内の子どもたちに日々給食を提供していただいている職員の努力に感謝申し上げたいと思います。

そこで、今後の予算執行に基づく給食業務の民営化を進めるに当たりましては、様々な課題があるかとは思いますが、予定どおり着実に進めていただくことを望むことを前提に、何点か質問させていただきます。

まず1点目ですが、現在の給食業務のうち、食数、従事職員数、運搬、献立作成等の実施状況について教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） まず、民営化について、後押しするお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

令和5年6月1日現在の食数は、職員分も含め、幼稚園、保育園が1,181、小学校が3,066、中学校が1,544、給食センター分が、検食分も含んで16の合計で5,807食というふうになっております。

次に、従事職員数は、現在事務を担当する正規職員3名、うち1名が再任用、調理師、

正規職員 9 名、うち 1 名が再任用、調理部門の会計年度任用職員 33 名、栄養士、会計年度任用職員 1 名、栄養教諭で県費職員 2 名の合計 48 名で運営をしております。

次に、各学校園への運搬に関しましては、現在、日本通運株式会社と委託契約をしております。

最後に、献立作成につきましては、栄養教諭、栄養士により作成された後、学校給食センター運営委員会内の献立検討部会により審議され、決定されています。また、献立検討部会にて決定された献立に必要な給食用物資を購入するのに際し、選定を適正に行うため、物資選定部会を開催し、決定しています。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9 番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

次に、給食業務を今後民営化するということですが、そのメリットにつきまして、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 2 点目のご質問にお答えさせていただきます。

直営方式に比べて調理業務のスタッフを安定的に確保することができます。また、衛生管理やアレルギー対策などについても、豊富な民間の新しい知識や経験をより早く取り入れることができます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9 番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

それでは、3 番目の質問ですが、先ほど 1 番目の質問で、全部合わせて 48 名ぐらいの職員さんが従事されていらっしゃるということですが、現在、給食業務に従事されている職員さん、特に調理師等の専門職の方の配置転換についての考え方があれば、お聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 3 点目のご質問にお答えをさせていただきます。

現時点で既に決定していることはございません。まずは職員労働組合との協議を経て、労使合意のもと、調理部門の民間委託後も可能な限り、職員の希望に応えられるよう制度設計を行っていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9 番（奥山文市郎君） ただいま、今後の職員ことにつきましては、まだ決定していな

いというお答えでしたけども、それにつきまして、再質問させていただきます。

今後、仮に労使合意が取れた場合、専門職である調理師さん等は、具体的にどのような職場、場所への配置転換となるのか、また万が一、調理業務がなければ、その調理師といった肩書、そういう職種変更等の措置はあるのでしょうか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、労使合意が取れた場合の具体的な配置転換という再質問ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、その現在の状況を申し上げますと、野洲市と野洲市職員労働組合の現業評議会というものがございまして、そちらでの労働協約を締結しているところでございます。このことから、6月13日、3日前なんですけれども、給食センターを民間へ委託をした場合に、労働条件が変更になるということから、事前協議を申入れさせていただいたというような現在の状況でございます。

その中でご説明をさせていただいた内容については、他市の事例を踏まえて、技能労務職であることから、職種については限りがあるけれども、いくつかのケースがあるというようなことを説明させていただいて、具体的には同等の調理師、保育園等ですね、あと、学校用務員とか自動車の運転者とかという職種が市のほうにございますので、そちらの例を挙げさせていただいたと。

あと、新たに試験を受けていただく可能性はありますけれども、技能労務職から一般職への勤務転換といえますか、それも想定はしているということをお説明させていただいた、このような状況でございまして、教育部長が申し上げましたとおり、現時点で決定していることはございませんけれども、できるだけ早く労使合意ができるように制度設計を進めていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

職員さんに不安がないように、やはり先々見ながら、こういう予定であるということで、ご本人さんの希望に沿った形、沿わない場合にしても、やはり公務員でありますし、身分確保ということを前提に円滑に進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問ですけれども、今後の民営化のスケジュールと業者選定等につきまして、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 4点目のご質問にお答えさせていただきます。

令和7年4月1日から5年間の委託契約として事業者を選定し、令和5年度末までに契約を締結する計画をしております。

次に、事業者の選定については、学校給食の教育的意義に鑑み、金額だけではなく、慎重な比較、選別が可能となるようなプロポーザル方式によるものとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

確認させていただきたいんです。民営化の業務内容につきましては、運搬業務も併せてということを理解しているんですけども、その場合、現在の日本通運さんとの契約というのは、円滑というか、予定どおり終了というか、そういう話でしょうか。ちょっと確認のためにさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

運搬業務についても、この委託、5年間の中に入れさせていただきますので、今現在、契約している運搬業務、日通さんについては、そこで終了というふうにさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） いろいろとありがとうございました。

民営化というきれいな言葉ですけども、やはり何にしても痛みを伴いますから、今後、ボタンのかけ違いのないように、波風が立たないように、透明性を持って、そして慎重に、円滑に民営化が進むよう要望いたしまして、給食民営化の質問を終わらせていただきます。

次に、3番目の質問に参りたいと思います。

日野川の河道掘削工事概要等につきまして、質問いたします。

日野川流域に居を構える住民にとって、まちの歴史は浸水被害の不安と水害の克服とともにありました。去る6月13日に小南自治会館におきまして、「日野川の水害の歴史を考える学習会」が開催され、関西大学の先生と県庁職員から、昭和34年に発生いたしました伊勢湾台風による被害状況等の調査報告をしていただきました。当日はご多忙の中、岡崎都市建設部長をはじめ、多くの市職員にもご参加をいただき、ありがとうございます。この目的は、過去の歴史を風化させずに、今後も水害の事実を後世に残し、そして継続して、防災活動を知っていこうとする区民の願いからであります。

これが、今から65年前の昭和34年の小南地区が被災に遭ったときの写真であります。我が家も、床、軒下浸水被害になりました。

今まで、近隣市町とスクラムを組んで、日野川改修期成同盟会を結成し、国等へ陳情活動を行っていただいたことが結実し、本市区域におきましては、約20年前に大規模改修を行っていただきました。長年の周辺住民の最大懸案課題への行政の取り組みには、厚く感謝申し上げます。

しかし、近年は河川内に土砂等が大量に堆積し、その影響で河川内は雑木林化している箇所も多くあり、台風等の大雨降雨時には水の流れをせき止めるのではないかという心配もしております。そのため、現在、堤防下の河道において、樹木や土砂などを取り除く工事が実施されていると聞き及んでおります。毎日多くのダンプが堤防を走っている光景を目にしていますが、その具体的な工事内容や今後の日野川の上流部分である全体の改修計画につきまして、お尋ねしたいと思います。

まず1点目、現在の河道掘削の工事概要と進捗状況についてお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） そうしましたら、奥山議員からの日野川の河道掘削工事の概要等についてご回答申し上げます。

まず、野洲市域の一級河川日野川でございますけども、滋賀県におきまして、比留田地先、あとは小南地先で50年確率規模で整備を進めております。内容としまして、低水護岸の工事であったり、あと河道掘削工事が行われているというところでございます。また進捗としましては、現在、家棟川の合流点付近におきまして、50年確率規模での整備を完了しているというようなところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

じゃ、次の質問ですけれども、JR篠原駅周辺における日野川改修事業の現状と計画についてお尋ねしますので、よろしくお願ひします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問ありがとうございます。

2点目のJR篠原付近における日野川改修事業の現状と計画についてお答えさせていただきます。

本年度につきましては、引き続き、令和13年まで予定のJR東海道本線の橋梁の架け替え事業をしております。その他、桐原橋上流におきまして低水護岸工事、これに取り組まれるという予定だと聞いております。また、日野川の改修をさらに進めるところで現河川整備計画を見直しまして、大畑橋付近から善光寺川合流点までの区間を近江八幡市野村町付近から竜王町の弓削付近というところまでの区間を変更するというような手続を進められているというふうに聞いておるところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

この上流区域につきましては、本市より上流ですので、関係ないと言えば、それまでですけれども、やはり水は上からきますし、そういった状況もすごく気になりまして、特にJRとか国道、片や新幹線とかありますし、これから大工事が始まると思いますけれども、全体の改修が速やかに終わりますし、やはり周辺住民が安心して暮らせるような河川改修を、国から来ていらっしゃるし、どうかよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に参りたいと思います。

安全安心な流域住民への水害防止等の防災、浸水対策等の啓発につきまして、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、市民部のほうから3点目のご質問にお答えさせていただきます。

市民に対する風水害等の災害啓発といたしましては、全戸配布しております野洲市防災マップにて地域の状況を示すだけでなく、各種災害に備えてイラストを交え、日頃からの備えや災害が迫っているときの行動などのページを設け、注意喚起を行っているところでございます。また、毎年度、複数回開催される自治会対象の自主防災組織等リーダー研修会において、災害の備えについても啓発しているところでございます。その他、出水期前には、大雨が予測される場合の行動等についてのチラシを自治会館内で掲示をお願いしているとともに、土砂災害警戒区域の方には、土砂災害に警戒する内容のポスターを作成し、エリア内全戸へ配布しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

再質問させていただきます。

過去の台風等による日野川増水時の住民避難でございますけれども、河川右岸である近江八幡市については、避難指示が出て、実際に市民の方が避難されているという状況があったんですけれども、本市につきましては、まだ発令されずに家に籠もって、テレビとかを見た場合、どうしようという、すごく心配になっているといった声を聞いた経験があります。こういった場合、日野川を共有する自治体間で情報共有、あるいは避難の共同歩調を取るような連絡体制はあるものなのか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、再質問に対して、お答えさせていただきます。

各市町の避難指示等の発令につきましては、時間差がございますが、滋賀県を經由してそれぞれ市町村で一定把握はしております。しかしながら、当該発令につきましては、地形等も含め、対象地域の状況に応じて各市町で行われるものであり、必ずしも隣接市町が同じであるわけではございません。具体的なお質問、日野川につきましては、野洲市側の地形には、天井川である光善寺川もございますし、日野川と童子川に挟まれているなど、右岸と左岸では地理的な状況も違っておりますことから、その場の状況に応じて臨機応変な対応になると思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

近隣市町では、右岸と左岸ではいろんな形状が違うということで、取扱いが違うんですけれども、我々は、ネットとか見ていると、あくまでも日野川の右岸、左岸とは書いていませんので、やはり日野川のどちらかであり、統一的な避難活動というか、避難誘導をしていただくと、より住民が安心して暮らせるかと思います。

今回、河川の決壊リスクにつきましては、最近はそういうハード事業で護岸がよくなってきたんですけれども、先週のNHKの「クローズアップ現代」を見ておきますと、河川本来の決壊よりも内水氾濫というリスクが高いということにして、我々の住んでいるところも日野川と家棟川の間であって、すごくボトルネックになっている。浸水がはけなくて、バックウオーターでこちらに来て、家がつくという危険性があるということで、これはもう同じ状況だと思いますし、そこら辺につきましては、抜本的な河川改修が必要かと思



ますけれども、やはりその河川の横に住んでいる住民が毎日、安全安心に暮らせるように、またこれから、今、出水期、そして台風シーズンともなりますと、心配で寝られないという状況にもなりますし、その点につきましては、防災、浸水対策につきまして、積極的なご支援、ご指導を賜りますことをお願い申し上げまして、私の今回の質問とさせていただきます。丁寧なご説明ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

市長。

○市長（栢木 進君） 午前中の提案理由説明の中でございますが、議第82号財産の取得について（コミュニティバス車両）の提案理由の中で、コミュニティバスの購入に係る「一般競争入札の結果」と言うべきところを「指名競争入札」と申し上げました。訂正して、おわびを申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、岡崎都市建設部長より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。

岡崎部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 議長のお許しをいただきましたので、発言の訂正をさせていただきます。

奥山議員の日野川の河道掘削工事概要等についてのご質問、1点目の進捗状況の中で、「家棟川合流部」と申し上げましたけども、正しくは「家棟川近接部付近」ということで、日野川の湖岸からおよそ2.4キロ付近の地点を指しております。

また、2点目の現状と計画につきましての回答の中では、「大畑（おばたけ）橋」で正しく言うところを「大畑（おおはた）橋」と申し上げましたので、訂正させていただきます。おわびして、訂正をさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） それでは、一般質問を進めます。

次に、通告第2号、第16番、橋俊明議員。

○16番（橋 俊明君） 第16番、新誠会、橋俊明でございます。

今回は2点にわたりまして、質問をさせていただきます。

それでは、1点目でございます。

急傾斜地崩壊対策事業の保全対象の人家についてご質問をさせていただきます。

国土交通省は、梅雨や台風で雨が多く土砂災害の危険性が高まることから、6月を「土砂災害防止月間」としております。土砂災害については、土石流、地滑り、急傾斜地崩壊の3種類があります。土砂災害の危険性のある土砂災害危険箇所は全国に約152万か所ありまして、そのうち、土石流危険渓流が18万4,000か所、地滑り危険箇所は1万1,000か所、土石流危険渓流が、地滑り危険箇所が。修正します。訂正します。急傾斜地崩壊危険箇所は33万か所となっております。こうしたことから、急傾斜地崩壊危険箇所が全体の63.4%を占めているというような状況でございます。

全国で最も多い土砂災害である急傾斜地崩壊危険箇所の対象事業については、本市の大篠原出町地先の裏山に関しまして、土砂災害の危険性が高いことから整備事業の要望をいたしておりますが、県事業の採択要件等となる保全対象、いわゆる被害想定区域内の人家が10戸以上の要件を満たさないことから、平成30年8月議会並びに令和2年3月議会におきまして、一般質問を行い、最終的に採択基準の緩和について滋賀県に要望しているところであります。これを受けまして、滋賀県では財務省と国土交通省に対しまして、頻発、激甚化する土砂災害への対策の中で崖崩れ対策の推進によりまして、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の緩和と予算枠の拡大として要望していただいているところであります。

今回の質問に当たりまして、国土交通省及び滋賀県の砂防関係のホームページを再度精査いたしまして、確認すべきことを今回質問させていただきます。

まず、スライドをお願いいたします。

ちょっと見にくいんですけども、これが国土交通省のホームページを転写いたしまして、私が編集したものでございます。人家はおおむね10戸（公共的建物を含む）以下に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるものと明記されておりますが、人家がおおむね10戸以上と、おおむねという表現がされております。また、倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるものと、どちらかというと、抽象的な表現であり、この2点が採択要件を満たさないために、私の脳裏に引っかかっております。この倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるものを保全対象と砂防関係者間では言われております。この2点の理解に苦しむ課題を精査するために、該当する出町裏山の土砂災害警戒区域等設定図の航空写真平面図と区域設定図を引用してお尋ねいたします。

これは、いわゆる航空写真でございますけど、上流の部分、これが国道8号線。ちよっ

と見にくいですが、下が市道8号線、市道になっております。これでは非常に見にくうございますので、次のスライドでございますけども。これが区域情報、設定といたしますか、出町の区域設定図でございます。ちょっと南北の関係が逆になっておりますけども、下のほうが国道8号線、その上が市道でございます。ちょっと見にくいんですけども、赤の部分、これは土砂災害特別警戒区域ということで、著しく危害のおそれのある土地、また黄色で囲まれた区域は危害のおそれのある土地であります。

今の設定区域でございましたけども、これでいきますと、大体、家屋の状況なり、どこの家屋が著しく被害に遭うのかということが判明できると思います。

そこで、問1、そもそもおおむねという表現はどのように理解したらよいのか、都市建設部長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） そうしましたら、橋議員からの急傾斜地崩壊対策事業の保全対象の人家についてというところで、1点目のそもそもおおむねという表現はどう理解したらよいかということでお答えさせていただきます。

国土交通省の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、土砂災害警戒区域等内に人家が10戸以上含まれていることが採択要件の1つとなっております。同区域等内に市町の地域防災計画に位置づけられた避難路が存在する場合につきましては、10戸を5戸に読み替える等の緩和措置があるということで、そういう趣旨でおおむねというような表現をさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） ただいまの答弁では、市の防災計画に位置づけされた避難路が存在する場合は10戸を5戸に読み替えるということでございますけども、このような緩和措置があるということでございますけども、それでは、本市の防災計画で避難路が位置づけされたところがあるのかどうか、再度、質問をいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 再質問にお答えいたします。

本市の地域防災計画につきましては、避難路を現在設定しておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） ただいまの答弁では、やはり野洲市では、5戸以上と読み替えるということができないということで、必然的にこれは10戸以上になるかなと思っております。

それでは、問2に移っていきます。

私は裏山に接して影響のある7戸。先ほどの図面を出してもらえますか。ちょっと見にくいんですけども、スライド。この裏山に接している部分、黄色のちょっと下のほうになりますけども、これが7戸以上と、私は連結する家屋として想定しておりましたけど、これはあくまでも黄色、いわゆる土砂災害の警戒区域の中に含まれている家屋ということになりますので、この図面でいいますと、左の4戸、ちょっと見にくいんですけど、4戸が該当します。それと、右側のほうに1戸、合計が5戸となるのか。またその間の3戸ございますけども、その3戸が含まれないものかどうか伺います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 2点目のご質問にご回答させていただきます。

急傾斜地の影響のある区域内の戸数ですけども、これにつきましては、土砂災害警戒区域等の指定のために行われた基礎調査、そういうような結果に基づいております。これにつきましては、当該傾斜地、土砂災害警戒区域等内に存在する人家の数でございますけども、先ほどの左側の4戸と、あと右側の1戸ということでカウントしておりまして、これにつきましては、ご質問の指定箇所につきましては、事業の採択要件を満たしていないことになります。

なお、市内につきましては、他の指定場所につきましても、事業の採択要件を満たしていない地域も存在しております。国や県に対しては、急傾斜地崩壊対策事業の採択要件である対象戸数の条件の緩和と、そういうことにつきましては、総合的な支援措置を引き続き要望していきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） 今後も引き続き対象の戸数の引き下げについて要望していくということでございましたので、その点につきましては、よろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

さて、先ほど示した図面でございますけども、左側の4戸、その間に市道が入っておりますけど、この2戸を含んで4戸と理解してもよいものなのか、再度、お伺いさせていただきます。

だきます。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えします。

先ほど、4戸の真ん中に市道が入ってございますけれども、それを挟んでいったとしても、この区域につきましては、4戸ということでカウントしているところです。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） あくまでも黄色に含まれた土砂災害の警戒区域に該当する人家数ということで、4戸という形で理解して出させていただきました。先ほども申し上げましたが、私の7戸と想定していたのは、今までの理解では連担する、つまりつながっている人家数というふうに解釈をしておりましたが、あくまでも土砂災害警戒区域内に存在する人家数ということで、このほうを理解させていただきたいと思います。

続けて、再質をいたしますが、この図面の中の左側の4戸と右側の1戸ということでございましたけれども、もう少し詳細な取決め等があるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 再質問にお答えいたします。

あくまで事業採択に関してでございますけれども、区域自体が隣接している場合ですけども、これはもう一つのまとまりの区域として指定をするというようなことになってございます。ルールとしましては、両区間の離隔が50メートル以内であれば原則、そして1つの区域とするということございまして、両区域の間にまた谷が入っている場合、谷筋が入っている場合につきましては、別々の区域として指定するというような、そういうようなルールがございます。

以上、回答といたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） 50メートル以上離隔がある。距離があると、離れているというのが条件になっているということで、50メートル以内であれば問題はないかなということございましてけれども、先ほどから。先ほどの図面をもう一遍出していただけますか。これですね。ちょっと見にくいんですけど、この距離でございますけれども、右側の一番右の土地の線とこちら側の線、それが50メートルなのか、影響がある人家と人家の間が50メートル以内なのか、これを再度確認させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 再質問にお答えいたします。

距離につきましては、人家と人家の距離でカウントをしてございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） 非常に細かいものにこだわっておりますけど、明確にしなければならぬ部分ですので、ご理解をお願いしたいと思っております。

再度、再質問させていただきますけども、先ほど言いましたこの図面でございますけども、再度ちょっと申し訳ない、何度も出していただいて。こののり面の部分というよりも、上流部分が土砂災害警戒区域になっておりますけども、その下、いわゆるのり面の下の部分、これは民家には入っていないという部分になりますので、当然、上流部は土砂災害警戒区域でございますので、下流の民家にも影響があるのではないかなと思われそうですが、戸数にはカウントされないのか、お伺いさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 質問にお答えいたします。

あくまでも着色をされている区間というところが、土砂災害の危険があるというようなエリアということで着色されておまして、そこから外れるあの部分で白く着色されているところにつきましては、今回のカウントというところには入らないということでご理解いただければと思います。

ご回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） それでは、問3に移っていきます。

この地域の調査は平成15年10月に実施されておりますが、その後20年が経過しております。基本的な状況は変わっていないものと思われそうですが、再調査は実施されないのか、お伺いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、3つ目の回答でございます。

現在、滋賀県では、土砂災害防止法に基づきまして、令和4年から確認調査を始めているということでございます。南部土木事務所管内におきましては、次年度以降、指定済みの地区の確認調査を順次されるというふうには聞いております。そのため、当該区域につ

きましても、今後、確認調査が実施される予定というふうに聞いております。基本的には地形に変化もなく、新たに土砂災害防止施設が設置されていないという箇所がございますので、今のところ、現在指定される区域や範囲というのは変わらないというふうには聞いております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） 今の答弁を聞いていますと、地形が大きく変わっていないということもございますし、状況もあんまり変わっていないということもございますので、再調査される可能性もあるものの、区域設定、変わることはなかなか難しいというふうに私は受け取りました。何とか事業化に向けまして、突破口を見いだしたいと思っておりますが、再調査から得られるものは厳しいと判断せざるを得ないということでもございました。

次に向けまして、その手だてとしまして、今まで質問させていただきましたのは、滋賀県が事業主体となって実施する事業でございます。今回、インターネットで調べておきますと、市が事業主体となって事業を実施する場合は、戸数は5戸以上となっている事業も見受けられました。野洲市でも実施することは、この野洲市街地で事業化することにつきましては、可能かどうか、伺います。その際の補助率など、財源も併せて、伺います。これは、詳細な質問は出しておりませんので、答えられる範囲で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 再質問にお答えいたします。

滋賀県の市町急傾斜地崩壊対策事業につきましては、急傾斜の崖の高さが5メートルを超えるということと、あと急傾斜地の崩壊によりまして、家屋5戸以上、これは50メートル以上の離隔がある場合ということですが、そういう場合につきましては、事業の採択要件として含まれるというようなところを確認しております。この基準に準拠しますと、本市においても県の採択要件を満たすかどうかということになりますので、この件につきましては、家屋から家屋の間が50メートル以上離れているということですので、今のところ、事業の採択というものは難しいというふうには考えております。

あと事業の補助対象事業の補助の率でございますけれども、これにつきましては、10分の9以内の補助金が交付されるということも確認しております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） 様々な課題があると思いますけども、今までは県事業、県で実施する事業という形で要望しておりました。今後まだ検討は必要だと思いますけども、市で事業を実施する可能性もなきにしもあらずでございますので、ただ、その採択要件の1つである人家と人家の間が50メートル以上、これが非常にネックになってこようかなと思います。

また、先ほど言いました市道を隔てた入町地先のカーブの状況、これが平成15年よりちょっと変わっておりますので、だんだん厳しくなる。左側の4戸を3戸になる可能性もあるということでございまして、非常に微妙な状況でございます。その答えは、これは現場にあります。したがって、現場で再度、担当職員さんなり、大篠原としましても、自治会の役員も交えて、現場確認をすることをお願いしまして、次の質問に移ります。

2番目は、獣害対策でございます。

大篠原の国宝大笹原神社周辺や村田製作所周辺及び小堤の山手はイノシシ柵が設置されて、ある程度は防御されておりますが、河川敷は河川の管理上、柵の設置ができないことから、イノシシが侵入して、獣害の被害が発生をいたしております。

大篠原の向山周辺も、先日の大篠原、先ほど申し上げました、大篠原上手の柵設置のときには、イノシシの侵入は確認されませんでした。その後、恐らく光善寺川を伝って、この向山に侵入してきたものと思われまます。この向山周辺、また成橋は人家も近く、おりも設置されているものの、イノシシはかかりません。

スライド、お願いしたいと思います。

ちょっと見にくいです。下が市道でございます。奥のほうに、市道に隣接したところにイノシシの柵が設置されておりますが、今まで1回もかかったことがない。恐らく柵で最近はあまりかからないというような状況もございました。この近辺で、民家の近くでございますけども、今年に入ってから、この先では、夜間に市道をイノシシが数頭、これ、情報によりますと、どちらかが群をなしているとの通報がございました。そうしたことに對しまして、特に米の防御対策といたしまして、これ、後ろが市道でございますけども、そのところに、いわゆる雨にかかりますので、自動車のバッテリーを電源として、イノシシ柵を設けています。反対側がこのようになります。この川沿いのところに、ちょっと見にくいんですけども、電気柵を設けて、防いでおられるということでございます。

これはまた別のところでございますけども、手前に電気柵を設置されております。これ



も同様に、自動車のバッテリーを電源として、電気柵を設置されておる。奥のほうは、市から協力いただきましたフェンスを設置しているというような状況でございます。

これは竹やぶでございますけど、これは私の竹やぶでございますけども、これ、70センチほど積み上げています。竹を積み上げております。人間はタケノコを目と足の裏で探しますけども、イノシシは臭いで、かいでタケノコを掘り起こします。地中深く張っているタケノコを下から掘り上げますので、被害状況はとても広い部分で、ほとんどもうお手上げ状況にならざるを得ないということでございます。

耕作者に話を伺いますと、先日も農政課の職員が電気柵設置の状況確認に来ていただいたとのことで、大篠原、小堤、入町ではイノシシの対策に頭を抱えている現状であります。

そこで、問1、獣害対策の現状、並びに対応策を環境経済部長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、橋議員の2番目の獣害対策についての第1問目、獣害の現状並びに対応策につきまして、ご回答を申し上げます。

野生鳥獣による被害の状況につきましては、農業共済組合の被害報告に基づき、被害額と被害面積について、過去3年間、ご報告をさせていただきます。令和2年度には、被害額で62万2,000円、面積で0.8ヘクタール、令和3年度では、被害額で79万6,000円、面積で0.84ヘクタール、令和4年度では、被害額で20万1,000円、面積では0.21ヘクタールとなっております。

被害の大半はイノシシによるものでございまして、大篠原や入町、小堤、桜生、妙光寺、三上、北櫻、南櫻などの山間部において出没が確認をされております。

被害防止策といたしましては、イノシシ用の捕獲おりのほうを狩猟団体と連携いたしまして、市内の山中のほうに配置をさせていただいております。その数につきましても、令和元年度以降、イノシシ用の中型おりを毎年度購入追加いたしまして、現在33台のおりを用いまして、捕獲、駆除に努めておるところでございます。これによりまして、過去3年間、駆除いたしましたイノシシの頭数でございますが、令和2年度には15頭、令和3年度には5頭、令和4年度には15頭となっております。

さらに、里山周辺の自治会からご要望を受けまして、侵入防止柵並びにその柵に取り付けます目隠しシートを配布いたしまして、各地域におきまして、被害防止対策に取り組んでいただいているところでございます。

また、令和5年2月には、大篠原地先におきまして、地元の方々、県、さらに市が合同

でイノシシによる被害が発生している場所や出没していると思われる箇所を実際に歩いて見て回り、被害の状況を共有し、地域の実情に応じた獣害対策を目的とした集落環境点検を実施したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） ただいまの答弁でございました、今年の2月の大篠原地先の環境点検につきましては、それに議会の全員協議会と重なりましたので、私は出席ができませんでした。被害額は2年度で60万円、3年度で79万円、端数は別ですけども、4年度で20万円と低いものがございます。恐らく、私もまだタケノコの被害の額は上げておりませんので、恐らくそれ以上になろうかと思うんですけども、ただ、近隣住民に被害額以上に不安を与えているのはこうした、いわゆるイノシシに対する恐怖感、これが大きいのではないかなと思っております。特にイノシシは頭がよいと言われておりまして、その証拠におりにはなかなか捕まらないことが物語っております。

それでは、写真2、問2でございますけど、先ほど示しましたテクノスマートの向山の隣接でございましたけども、これは、先ほど申しましたとおり通学路も隣接しております、危険な状況でございます。安全を第一とした対応策を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、橋議員の2点目のご質問、安全を第一とした対応策についてご回答申し上げます。

対応策につきましては、里山からの侵入を防止することが肝要というふうに考えております。よって、侵入防止柵の設置やそれに目隠しシートを貼ることによって、さらに効果を高めることになろうかというふうに考えております。併せまして、イノシシの捕獲用のおりを、こちらは効果的な場所に配置いたしまして、捕獲に努めるとともに、万一でございますが、イノシシに遭遇した場合に備えまして、当然イノシシ、人と遭遇した場合、興奮して、人に向かってくることもございます。そうしたことにならないよう、刺激をせずに、後ろずさりや離れるなどの対応につきまして、啓発をする必要があるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） 今から4、5年前に、私も自治会の役員をしておりました。当

番制でございますけど、大篠原の山手の土地に清掃に行くんですけど、私は役員でございますので、一番上に行きまして、門扉を設置して、柵を設置しておりますけども、一番に設置して入っていったんですけども、その目の前に1メートル50ぐらいのイノシシが闊歩していたということもよくあります。大篠原では、やはりそういったことも見受けられます。この間も1週間ほど前に、違うところでございますけども、昼間に車を運転しておりましたら、これもキツネが歩いておりました。

そういうところでございますので、こういったことを考えますと、やはり、今、部長がお答えされたように、イノシシを近づけないことが肝要であるという答弁でございました。そして、柵の設置が最も効果の上がる方法ということもご指摘をいただきました。まさしくそのとおりでございますけども、なかなか柵の設置は、いわゆる実製品は供給をされませんが、それを設置するのが自治会の役員でございますして、なかなか役員なり地権者、どちらかという、どの作業も一緒でございますけども、高齢化になりつつございますので、かなり重労働で、非常にきつい事業であるということで、今、どうしたらよいか、工面をしているところでございます。

それでは、問3に移ります。

自衛策として、写真2、3のように、小型の自動車バッテリーを電源といたしました電気柵を設置されている農業者にも何らかの補助はできないものか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、橋議員の3点目のご質問につきまして、電気柵設置に係る補助はできないものかという点について、ご回答申し上げます。

市といたしましては、農地を個々に守るといった手法ではなく、地域全体をイノシシの被害から守る手法が重要であるというふうに考えております。それには、里山からの侵入を防止する金属柵が効果的であると考えておりまして、これまでも、引き続きまして、野洲市有害鳥獣被害対策協議会におきまして、希望される自治会への、また農業組合への侵入防止柵等の配布を行っておるところでございますので、こちらをご利用いただければというふうに考えております。このようなことから、農業者個人への支援につきましては、現時点では考えていないところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○16番（橋 俊明君） この辺の電気柵については、個人のあれを守ることからできな

いということでした。それはもう納得はできます。

先ほど、休憩時間に環境経済部長に携帯から通信が送られてきました。それをちょっと画面で見てもらったんですけども、いわゆる大篠原の農業組合の組合長からLINEを受けておりました。大篠原の向山の新幹線の間、天竺地先というところがありますけれども、その天竺地先でイノシシがのり面を非常に荒らしているというような写真でございました。恐らく今度の日曜日か次の日曜日ぐらいには要請がかかってくるのではないかな。いわゆる、狩猟していかなくてはならないということになると思いますけど、今後の場合、こうした、相手は生き物でございますので、どこに行くか、出沒するか分からないということでございますけども、やはり市民の安心安全、獣害対策を念入りにやっていきたいと、大篠原ではやっていきたいということを考えておりますので、今後ともご支援を賜りますことをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第3号、第13番、山崎有子議員。

○13番（山崎有子君） 第13番、創政会、山崎有子でございます。どうぞよろしくお願いたします。

2点について質問をさせていただきます。

まず1点目の質問をさせていただきます。

三上学区、近江富士団地内に建設を予定されている防災型小規模コミュニティセンターについて質問いたします。

最近、多発する激甚災害への対応や少子高齢化による地域コミュニティ活動維持の観点から、地域にとって大変有用な施設として、私は建設に向けて進んでいくことを願っております。市が防災拠点、コミュニティセンターとして整備され、維持管理については地域住民が担う、行政と市民の協働で成り立つ施設であります。

そこで、まず最初に、その防災型小規模コミュニティセンターの建設の現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、山崎議員の1点目の質問にお答えさせていただきます。

当該施設につきましては、平時におきましては、地域の皆様方に自治会館として使用していただくことにより、地域コミュニティの活性化に活用し、災害時におきましては、高齢化率が高く、各学区に配置された避難所機能があるコミュニティセンターから一定の距

離がある地域に新たに避難所としての活用を想定しているものであります。当初の建設及び大規模改修におきましては、市の負担とし、それ以外の維持管理の負担につきましては、主として活用される地域の方々をお願いするものであります。

令和2年3月末に近江富士自治連合会から要望をいただき、市としてもその当時の庁議及び議会全員協議会での説明を経て、同年10月9日に当該施設整備に向け、協議を行う旨の回答を行ったところでございます。その後、市としては、整備する施設内容やその運用等に関して、近江富士自治連合会と協議を進めておりましたが、双方の考え方の相違等もあったことから、そこの調整を行う中で、令和5年3月28日に再度、近江富士自治連合会からの要望をいただき、現在これに基づき、引き続き協議を行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 再質問いたします。

双方、考え方の相違によって、ちょっとしばらく協議が伸びたということなんですけれども、具体的にはどのようなことでしょうか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

現在、近江富士自治連合会さんとは協議中であることから、詳細についてのお答えは差し控えたいと思いますが、主として活用される地域の方々も、自ら一定の負担をいただくことを含めた施設の運用面での考え方が、差異の大きな主とした相違でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。ありがとうございます。

近江富士団地自治連合会で、住民の皆さんへのアンケートをされました。現在の自治会館の維持管理と当該施設が建設の運用面での負担など、詳細な検討結果をアンケートとして出されました。その結果を受けて、近江富士団地自治連合会が市に再度、要望書を出されたわけです。行政では、当然のこと、分かり切っていることも多々あると思うんですけれども、一般市民にとりましては、考えが及ばないという点もありますので、今後とも協議の際には細部まで分かりやすく、丁寧にご説明をお願いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、当該施設の完成に向けての今後のスケジュールについてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、2点目の質問にお答えさせていただきます。

現在、近江富士自治連合会と整備施設内容や運用等について協議していますが、その内容について、一定、市及び近江富士自治連合会の双方が同意できた場合は、条例改正も含め、基本設計、詳細設計、そして着工の工程手順を進めていきたいと考えております。各工程の実施の具体的な年度につきましては、今後の近江富士連合会との協議状況や市の財政状況等を踏まえて判断いたしますので、現時点でのお答えは差し控えたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。各工程の具体的な年度については、様々な不確定な問題があって、はっきりお答えいただけないということです。ただ、先日も台風シーズンを待たずに大型台風が接近しました。野洲市においては、各コミセンに避難指示も出ておりました。大きな被害はありませんでしたが、近隣では和歌山県などで大きな被害が出ています。年々激甚災害が増えていますので、当該施設の早い時期の建設が待たれます。市の財政状況が厳しいことも分かっていますけれども、今後、基本計画、基本設計、実施設計についての協議をスムーズに進めていただきたいと思います。また、施設の運用面でもしっかり協議をして、双方が納得できる維持管理に関する協定が締結できるようによろしくお願いいたします。

3点目、最後に、今後の協議について積極的に進めていただけるか、再度お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、3点目の質問にお答えさせていただきます。

今後につきましては、引き続き近江富士自治連合会と協議を行い、相手方の近江富士自治連合会のみならず、他の市民の方からも理解が得られやすいような内容で双方の合意ができるよう進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

では、これで防災型小規模コミュニティセンターについての質問を終わります。

2点目の質問に移ります。

野洲市都市計画課が管理する都市公園、地域ふれあい公園、児童公園は193か所あります。少子高齢化により公園があまり利用されておらず、維持管理が困難な地域もある一方、子どもが楽しめる遊具がある公園が近くに欲しいと要望されている地域もあります。私は、今回、公園の再編計画の課題整理と長期未整備の都市公園の見直し、そして地域による維持管理について質問いたします。

1問目です。野洲市みどりの基本計画アクションプラン（「活力と交流を生むみどりを増やすための施策」）の中に、公園再編計画の作成があります。令和4年度は、「地域の意向を踏まえて、今後の公園のあり方を検討する取り組みの進捗状況はおおむね良好」とありました。4年度、地域の意向をどのような方法で聞かれましたか。また、再編の方向性と結果を令和5年度に自治会にフィードバックされるとありましたが、自治会との協議はいつ頃から行う予定であるか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 山崎議員からの都市公園の整備、維持管理につきまして、1点目のご回答をさせていただきます。

公園再編計画につきましては、令和3年に策定しました野洲市みどりの基本計画に基づきまして、市内の身近な公園の適切な配置、あと公園緑地の再編、再生等の方向性をまとめたというものになってございます。これは令和4年度に作成いたしました。ご質問の令和4年度の地域の意向確認、方法についてでございますけれども、こちらにつきましては、公園の管理を委ねております各自治会へのアンケート、これによりまして、自治会の意向、あと公園管理の実情を確認したところでございます。

もう一点ございましたのは、また自治会のフィードバックでございますけれども、これは令和5年の予定でございますけれども、アンケートのまとめを6月、今月でございますけれども、各自治会にお渡ししてございまして、特に今後の機能移転や廃止等の自治会と協議、これが必要と判断される公園につきましては、現在、順次自治会に出向きまして、合意形成に努めているところでございます。

以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 自治会の役員は1年交代の地域が多数あります。地域との協議

が6月からということですので、協議後の結果をその年度内に返していただけるということになると、次年度への申し送りも行いやすいと思うのですが、それは可能でしょうか。お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 質問にお答えいたします。

地元との意向をしっかりと確認しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、そこは柔軟に対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。では、よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。

令和4年度は、長期未整備公園の見直しの検討ができなかったということでしたが、長期未整備の公園とはどのような公園を指していて、何か所ぐらいありますか。また、地域が分かりましたら教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 2点目のご質問にご回答いたします。

本市では、旧中主町と旧野洲町、また滋賀県の都市計画決定がなされてきてから長期間未整備の状態の都市計画公園が4か所ございます。具体的に申し上げますと、計画、県の決定された辻町地先の野洲公園、これが72.5ヘクタール、次、旧町で決定された小篠原公園、これが1.9ヘクタール、あと大篠原公園が6.4ヘクタール、乙窪公園が3.7ヘクタールございます。未整備公園の存続、また廃止を決定するには、現在市内にございます公園の配置状況を含めまして、環境、レクリエーション、防災、景観、機能につきまして、多角的な視点から公園の必要性や代替性、あと実現性等の検討が必要となるということでございます。今般、既存の公園の再編計画を先行して取り組んでまいりましたので、ご質問にございました長期未整備公園の検討にまで至らなかったというのが現状となります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） それらの公園につきましても、随時有効に利用できるように進めていただきたいと思います。お願ひします。



次の質問に移ります。

地域による公園の維持管理が困難な地域が多くなっていて、大きな課題なのではないかと考えております。令和4年度の進捗状況にも、「維持管理は、地元やシルバー人材センター、NPO団体等と実施できた。しかし、地元自治会を中心とした維持管理に関する課題が明らかになった」とありました。具体的にどのような課題が出て、次年度どのように進めていこうとされているのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 3点目のご質問にお答えいたします。

地域の公園の維持管理につきましては、課題が多くございます。昨年度に行った自治会のアンケートですけれども、地域での担い手不足、あとコスト等について負担軽減対策が必要であるというような意見を多数いただいたところでございます。

公園再編計画につきましては、自治会に複数の公園が立地しており、また利用頻度も低く、維持管理上の課題、あと自治会の意向も踏まえまして必要性が低下しているような、そういう判断ができる公園がある場合につきましては、廃止、または機能転換などの対策を検討しまして、公園の適正配置を行うというふうに考えております。これによって、自治会の負担軽減も図れるものではないかというふうに考えております。

一方で、公園の存続調査の結果でありますけれども、こちらにつきましては、現状維持というような回答を90%いただいているということです。そのうち多くは防災時の一時避難場所に指定されているということもございますし、あと小学校の登校時の集合場所というような、地域にとってはなくてはならない、そういうような機能も有しておることですので、その存在意義が明らかではないかというふうに考えています。このような公園につきましては、維持管理の負担はあるというものですけれども、安易に廃止もできないということも考えられますので、引き続き自治会のご理解をいただきながら維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、自治会の課題の対応策の1つとしまして、これまで明文化がされていませんでした公園管理における自治会と市との役割でございますけれども、今後は管理協定を締結することで整理をしていきたいというふうに考えております。これにつきましても、持続可能な協定となるように自治会の意向を確認しながら進めてまいりたいと、合意形成に努めていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 公園管理に関する管理協定を自治会と順次結んでいただける、それをお考えいただいているということで大変ありがたいと思います。

再質問なんですけども、遊具の点検とか修理、撤去とかについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 質問にお答えいたします。

遊具の点検、撤去につきましても、これは自治会としっかり意見を交換しまして、どのように活用するかというところも、しっかり合意形成を図りながら、一つひとつ対処をしていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） よろしく願いいたします。

4点目の質問に移ります。

次年度の事業計画に、「シルバー人材センターと委託業務内容について、随時、見直しを検討する」とありましたが、具体的にどのような見直しを検討されようとしているか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 4つ目のご質問にご回答いたします。

現在、市が直接管理しています公園につきましては、多くはシルバー人材センターに委託しております。シルバー人材センターにつきましては、近年、会員の高齢化、また人材不足というような事情があるというのもお伺いをしているところです。このことから、シルバー人材センターで受託可能な作業内容や作業範囲、あと工程などを事前に確認した上で、無理のない業務委託に努めていきたいというふうに考えております。

なお、急傾斜地、あと高所での作業など、危険度が高い場所での業務につきましては、民間の業者に業務委託をしているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 地域と同様にシルバー人材センターでも高齢化の課題が深刻になっていることが分かりました。急傾斜地については民間委託ということで、事故のない

ように、市への負担も増すとは思いますが、ぜひともそういうことも進めていただきたいと思います。

再質問ですが、公園等の維持管理の委託先に、障がい者の就労継続支援事業所等はお考えになることはないでしょうか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 質問にお答えいたします。

ご指摘の点につきましても、業務内容を整理しまして、受注できるかどうか事業所に確認しまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。ぜひとも、お仕事があるということは大変大切なことでありまして、可能な事業所の方もおられると思いますので、ぜひともご検討をいただきたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を14時25分といたします。

（午後2時04分 休憩）

（午後2時25分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4号、第1番、村田弘行議員。

○1番（村田弘行君） 村田です。よろしくお願ひします。

第1番、質問に入ります。

野洲病院受注者選定委員会について質問いたします。

この受注者選定委員会の委員を選定したことについて、当局の人選だとは思いますが、当該委員長の整形外科講座今井教授は、駅前病院は最初から賛成であったと。郊外に移って、その受注者選定委員会の委員長になった理由を聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 皆様、こんにちは。日頃、市立野洲病院の運営に関して、議員の先生方からいろいろご高配、ご指導いただきましたことを感謝申し上げます。

それでは、村田議員の質問についてお答えをいたします。

今回の選定委員会の委員長に今井教授を選定した理由についてお答えいたします。野洲

新病院の整備事業等審議会の上本委員長から推挙を受けて、当職が選定委員会委員長に今井教授を選任した理由は、今井教授が長年、評価委員会委員をお務めいただいている他、医師派遣を含めて、当院の整形外科、リハビリテーション医療について継続的にご指導、ご支援をいただいていること、また当院の現状を熟知していただいていることを総合的に考慮した結果です。また、今回の新病院整備計画が具体化して以降は、それにご賛同いただき、様々なアドバイスを頂戴するなど、力強くご支援をいただいていることも選任させていただく理由の1つになったところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 全面的に滋賀医科大学の協力を得られることはよいことだと思います。最初、駅前病院賛成であって、それが郊外のほうにまた賛成に回ったのか、当人しか分からないことではありますけれども、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

私は、市立野洲病院に赴任する以前から滋賀医大にいるときから、今井教授とはこの問題については議論をしております。私の話、今井教授と話したところでは今井教授が一貫しておっしゃっていることは、早く病院を造ることが大事であるということはずっと言っておられます。また、場所に関しては市が決めることであるというのは、それも一貫して、今井教授が言っていたことであります。

以上、私の知る限りのことで、その上で、先ほどお話ししましたように、現計画が進行していること、議員の議会においても認められたということで、今井教授から協力いただいているというふうに理解しています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 私も、市議会議員になった当初、場所はどこでもいいから早く建てるのが大事だということを当初から言っておりまして、時間はかかりますけれども、駅前から郊外に移って、いい計画になったと思っております。

次に、3番の質問に移りたいと思います。

滋賀医大と野洲市の共同設置に向けた動きは、その辺の今井教授と関係があるのかどうか、詳細説明を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 駒井健康福祉部政策監。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 駒井でございます。

ご質問の滋賀医科大学と野洲市の共同研究講座の設置に向けた協議についてでございますが、本年2月頃に隣県の他市におきまして、共同研究講座を実施しておられることを滋賀医科大学の関係者の方からお伺いをいたしました。そして、2025年、あるいはその先の2040年の問題を見据える中で、高齢者になっても自分らしく、できるだけ自立して健康に暮らせるための支援、施策を形づくっていくために、本市にとって大変可能性があり、かつ有効性が高いと認識をいたしまして、以降、大学側の関係者の方と情報交換を進めてまいったところでございます。そして、5月18日に、当該共同研修講座の設置に向けまして、市長より、滋賀医科大学学長先生宛てに具体的な検討協議を組織的に行っていただくように依頼を申し上げたところでございます。

詳細につきましては、まさにこれから決めていくということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 新病院には手術室も新しくなるということを聞いております。例えば、ご老人がこけて、大腿骨を折って、骨のつきが悪いからボルト、ナットで固定するという外科手術、整形外科の手術というんですか、そういうときもお医者様が2人入って、いろいろ医者の数が必要になってくるわけです。また、そのケアにも整形外科の先生が必要になってくるわけです。お医者様と研究、臨床、それから教育、滋賀医科大学ですから教育の場も兼ねているとは思いますが、この2024年問題というやつがありますよね。こちらさんの時間外労働が厳しくなるということがあって、そういうことにも対応して行って、なおかつ研究をしていくということで、ちょっと無理があるんじゃないかと。人材派遣にしても、派遣していただく先生の数にしても、そこまで期待できるのかというふうに思うんですけれども、お答えいただきたい。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいまの村田議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

現時点では、まだ実は滋賀医科大学と協議をしておりませんので、あくまでも、他市の例を考えて、お答えをさせていただきたいと思いますが、他市の例を見ると、特任教授という教授が1名この講座について、そして特任助教というのがもう1人ついて、それが今

回の予算の大部分を占める人件費にかかるわけですが、そういう講座が大学にできると。それで、実際、今、健康福祉政策監がお答えしたように、野洲市の皆さんの健康、特にロコモ症候群というか、寝たきりにならないための予防をするということが中心の研究でありますけれども、同時に市立野洲病院に整形外科医を派遣して、そういう研究の場にするということで、より充実した野洲市民病院の整形外科、あるいはリハビリテーション医療ができることをもって、それはまた野洲市民に対して非常に恩恵があると、効果があることだろうと思います。

基本的に、今、村田議員が言われた働き方改革でありますけれども、他市の例を見ると、特任助教はほぼ常勤として野洲病院に勤められると。特任教授は、普段は大学に行って、週に何回か野洲病院に来られる。また、野洲市に来られるという形で、実際に働き方改革、この働き改革は、私の理解でちょっと申し訳ないんですが、大学において、今、医師の働き方改革ということで時間制限が入っているんですが、大学における働き方改革は医師として働くこと、そして教育者として働くことが時間制限が入っております。もう一個、大学で大事なものは研究なんですけど、研究に時間制限は実はないんですね。朝から夜、泊まって研究している人もおられて、そこまで入れてしまうと、科学の進歩が止まってしまふということがあって、大学では時間外、その労働時間に関しては、病院の仕事に対しての制限がかかっているということで、研究というのはそういうもので、取り締まるものではない、当然研究というのは、やれと言ってやるものではなくて、自主的に研究者がしたいと思ってやる研究で、明らかに働きなさいと言って働く時間労働ではないという、私も大学に長年勤めましたけれども、もう研究のことを四六時中考えているわけで、それをやめろと言われてたら、大学にいる意味がない、教官をする意味がない、研究者としての意味がないというふうに理解しておりますので、今、村田議員が言われた、そういうことは全く私は心配ないのではないかとこのように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） その特任助教さんと特任教授さんとその経費で2,500万、それと管理者の2,500万、年間5,000万がこれからかかってくるわけです。何年か分からないですよ。できて、収支が非常に不安定で、年間5,000万余計にかかる言ったら語弊がありますけれども、人間もお医者さんの数も増やして行って、なおかつ単価というか、働く量を減らしていくと、数が多くなるということで、病院経営がどうなのか

なと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 駒井健康福祉部政策監。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 病院経営と、あと今回の2,500万円の費用、また2,500万円というのは1つの想定額ではあるんですけども、他市の例をもとにした想定額ではあるんですけど、そこに対するご心配をいただいているのかなというふうに思うところがございます。確かにコロナ禍の特別対策が明けて、今、通常運転に戻そうとしておるわけなんですけれども、コロナの間に、やはり様々な変化がございました。そういったところを含めまして、なかなか患者さんの戻りというものも、現状厳しいところと今なっております。決して楽観できる状態ではないのかなというふうに考えておるところでございます。

まず、先ほどちょっとご質問の中でおっしゃった管理者2,500万というようなところもちょっと耳に触れたんですけども、そのあたり、ちょっとはっきり、せつかくの場でご説明をさせていただくほうがよいのかなと考えますので、少し申し上げたいと思うんですけども、まず管理者の2,500万円というふうにおっしゃいましたけれども、その額は、私の記憶するところでは確か昨年度、当時の病院事務部のほうから予算委員会かどこかで発言があった額でございますが、既に資料でご説明をさせていただいておりますとおり、そこには社会保険料の事業者負担なんかも入った額でございますが、具体的にはもう額は明言をいたしません、決してそんな額ではないということでございます。

それと、確かに事業管理者は滋賀医科大学のご出身でありますけれども、それをもって、滋賀医科大学に資金を供出しているというような風評があるのかもしれませんが、それはいかがな解釈かなというふうに考えます。

と申しますのは、当院では他にも滋賀医科大学から派遣をいただいているドクターが複数人おられますが、そのような先生方にお支払いしている給料は、その論理には含めずに、どうしてあえて事業管理者のことだけをおっしゃるのかなと、そういう風評があるのかなというように疑問に思うところがございます。そういったところが理論が成り立っていないのではないかなというふうに考えます。くどいようですが、別の例え方をしますと、当院には他の大学からもドクターが何人かお越しになっておられますけれども、その方たちにお支払いしている、まさに給料でございますけれども、もうその額を束ねて、その当該額が当該別の大学に資金供与されている額だとは、これは誰も言わないわけでありまして、その辺から考えても、ご質問のようなご認識は、ぜひ是正をいただきたいなというふうに

切に思うところでございます。

あとまた、今回の2,000万円から2,500万円という資料提供をさせていただいている年間の費用でございますが、それはあくまでも、先ほど事業管理者申されましたように、大半は特任教授、あるいは特任助教の人件費に見合う部分でございます。決して、当市と無関係な滋賀医科大学の職員の人件費を肩代わりするということではございません。その特任教授や特任助教の先生は、まさにこの事業の期間は野洲病院内、あるいは滋賀医科大学の学内での野洲市の健康づくりや、あるいは野洲病院の医療に関することに、まさに専従をしていただく、そして相応の研究やお仕事を、まさに野洲市のため、野洲市のみのためにしていただくわけでございます。そういった、忍苦に対してお金を負担するということは、これは経済的にも適切なことであろうというふうに考えます。

確かに共同研究であるとか負担金というタイトルでございますので、誤解していただきやすいということなのかもわかりませんが、例えば市の政策課題の検討の支援業務、民間のコンサルタントをお願いする場合も、市の担当職員と当該専門性を有するコンサルタントの研究員は、まさに業務を分担し合って、ある意味共同で研究し成果を上げていくわけでございます。そういったコンサルタントの職員の当市のために働く分の人件費を「共同でしょう」という言い方で、一部をコンサルタントのほうに負担をさせたら、これはすなわちダンピングなわけでございますから、許されないというふうに考えるわけでございます。

長くなって恐縮ですが、野洲市のための研究室、専従をされて、張りついてお仕事をさせていただく方の人件費、それをまさに対等に対価を負担するというものでございまして、そのあたり、適切な費用負担というように考えてございますので、今後はどうぞご理解とご支援を賜りたいと切にお願いを申し上げるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） よく分かりました。例えば、研究に没頭し過ぎて、フィールドワークに没頭し過ぎて、臨床とか、要するに外来とか、その辺が手落ちにならないように、ぜひとも野洲のために頑張って研究をしていただきたいと思います。

次に、4番、大体、東京オリンピックでも委員会でも不正を働く時代になっています。昔で言うとプロパーというんですか、今ではMRというんでしょうか、皆さんは営業には慣れていらっしゃると思いますけれども、これから100億の事業が始まっています。選



定委員会というようなものになってしまうと、百戦錬磨の業界の営業に取り込まれにくいのではないかと、ちゃんとした透明性が保たれるのかどうかをお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 駒井健康福祉部政策監。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） ありがとうございます。受注者選定委員会の透明性についてご心配をいただいているというふうにご理解をさせていただいております。議員ご指摘のとおり、受注者の選定には当然透明性が非常に重要であるというふうに認識をいたしております。そのため、適切な委員構成であるということ为先駆けて示すべく、あえて入札公告時にこの陣容を公表させていただいた次第でございます。

また、入札資料を公開をしておりますが、入札資料である落札者決定基準には、落札者決定までの間、選定委員会の委員への本事業に関する問合せや働きかけを行うことを禁止すること及び当該禁止行為を行った者は失格とするということを明記しており、事業者に対して十分に注意喚起をいたしておるところでございます。

さらに、事業者審査の透明性と客観性を確保するために、10月以降に予定をいたしておりますプレゼンテーションや選定委員会の会議の場には、野洲市民病院整備事業等審議会の委員に限り、立会を可能とする方針といたしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） ありがとうございます。

ぜひとも、皆が注目していますので、李下に冠を正さずということで、透明性を持って、職務に当たっていただきたいと思います。

5番、最後になりますけれども、自分の本音というか、コロナがどういうものなのか、手探りの状態のときに、コロナ病棟やワクチン接種管理業務にかじを切った現病院長の英断により、少なからず資金が潤沢になったからといって、野洲市から、いわゆるポストクです、院卒の人とか教授になりたい人とか、そういうポストがない状態で、そういう、こんな時代に何か提供しているのじゃないかなというふうに思うんですけれども、100%市が出すとかということにちょっと疑問を感じるんですけども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 駒井健康福祉部政策監。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） ありがとうございます。

野洲病院が100%人件費を負担するのはいかがかということをご通告いただいております。

いますので、そちらのほうの問題について、ひとまず、ご答弁をさせていただきたいと思いますが、当該共同研究講座の財源につきましては、現在、財政当局と病院事務部当局とが協議、検討をいたしておるところでございますが、現実的な案についてご案内申し上げますと、野洲市民病院におきましては、現在有しております資金余剰の全体の活用計画を今年度策定する予定をいたしており、現の市立野洲病院の施設修繕でありますとか、新しい病院に移行することも当然視野に入れた医療機器の更新など、必要な投資を行っていくことであることとか、あと職員の処遇改善を一定図ることを考えております。その予定している資金活用計画のメニューの1つに、市立の病院であるという責務に鑑みまして、一定額を市民の健康増進のために市の保健事業等に供出していこうという考えを思っております。

今回の共同研究事業につきましては、基本的に市の一般会計が一般財源で対応していくこととなりますが、その財源として当該病院事業会計から保健事業のために供出する資金が活用されること、またその供出額が当該共同事業で想定される費用を基準に算定されることにつきましては、何ら不自然なことではないと考えるところでございます。

また、野洲病院及び市が100%を負担するということにつきましては、先ほどの再質問の中でご答弁をさせていただいたとおり、野洲市にとって、あるいは副次的には野洲市民病院の病院運営にとって、大きな効果があるということ、いわんや、これを滋賀医科大学のほうにご負担いただくゆえんもないというふうに判断するところから、市が費用について負担をしようというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） よく分かりました。これからも、野洲病院がうまくいくように何とかよろしくをお願いします。

次に、第2番、市道認定について、ご質問をしたいと思います。

この令和5年2月議会の34号議案について、付託された委員会審議時に、私は質疑を行いましたけれども、再度一般質問いたします。当該道路は、登記簿謄本を見ると、既に野洲市の所有権移転登記が12月21日にされていると。2月議会の議決を経ていない。このことについて見解はどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 村田議員からのご質問にお答えいたします。

当該道路につきましては、令和5年第2回定例会におきまして、3月24日に市道認定の可決をいただいているというようなところでございます。

なお、所有権の登記につきましては、本件は開発事業者からの都市計画法に基づく手続でございますので、都市計画法に基づきまして、開発工事の完了公告があった、これが令和4年12月19日、その翌日、12月20日に野洲市への帰属がなされているという手続だったということでございますので、ご質問の所有権の登記という事務については、議会の議決を要する事項ではないということでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 道路法8条2号の規定によると、市町村道を認定しようとする場合、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならないとあるが、あらかじめの意味というか、認定と所有権移転は同時期のような気がするんですけども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 2つ目のご質問にお答えいたします。

ご質問の適用事項、これは道路法の第8条第2項でございますので、それを前提に回答させていただきます。市道として認定をするということは、これは道路法の適用を受けるというようなこととなります。これにつきましては、道路法にのっとりまして、その道路が管理や保全等に関する事項を定めまして、交通の発達に寄与する、公共の福祉を増進するという道路法の本来の目的の道路として指定するということでございます。つまり、市道として認定された後につきましては、この市道は適切に維持管理をすること、あと不法占用の排除などを行うというような、そういう道路にするということでございまして、この道路法に指定するためには、あらかじめ議会の議決が必要であるということでございまして、令和5年の3月24日に市道認定の可決をいただいたということになります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 2月の時点でアスファルトの舗装をしておらず、転圧もされていない。担当部は開発許認可の部署である。宅地などは開発許認可がされた時点で売出し契約は可能である。勉強会で説明を受けたのは、舗装が終わってからの引渡しと説明を受けました。市への譲渡というか、市道への引渡しは12月21日では早過ぎるのではないかと。

最近調査しても、まだアスファルト舗装もされていない。砂利道のままであります。それはなぜでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えいたします。

本地区につきましては、これは開発事業者が令和3年4月26日付で事前審査を行った上で、市の担当としっかり構造を確認した中で、その1年後の令和4年6月10日に開発許可を行った案件となっております。議員がご指摘されるあのアスファルトでございますけれども、現地は既にアスファルトも整備されて、この工事も完了しているというような状況でございます。ですので、事前の審査を1年以上じっくりやった上で、開発許可の申請を出した上で、所有権のほうも市のほうに移管されているということでございますので、これについては現地もしっかりできているというような状態でございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） そのアスファルト舗装がされているかどうかは、ちょっと私も最近に見にいっていないんですけれども、まあこれはちょっと合算した質問になりますけれども、最初、土地の真ん中に道をつけて、振り分けて宅地を開発するというふうなことを言ってはったんですけれども、現地を見ると、大分構造が変わってきて、アスファルト舗装をしているのはマンホールのある道だと思うと、一番北側というか、その道になっているのでしょうか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えします。

当該の申請地、分譲の申請があったところなんですけれども、これは当初どおり、真ん中に道がございまして、その道を挟みまして、宅地が分譲されているというような、そういう状況でございます。申請どおりに道路につきましても、将来的には市が管理するというようなことを前提にこの事業者と調整もさせていただきましたし、それに基づきまして工事も行われまして、今、分譲地の真ん中には、当初どおり、あの道路が通っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 写真を撮ってきたんですけれども、真ん中の道には橋がついてなか

ったように思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えします。

当該申請地につきましては、橋はもともと入っておりませんので、橋がない形で手続を済まされた中で開発の手続というのを実施したというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） それは橋に車が落ちないように安全に十分考慮していただきたいと思います。そのときはその地域は神社や寺が多い地域で文化財調査をしなかった理由とか、昔は全部して簡易の試掘をやっていたように思うんですけども、いつから試掘さえしなかったようになったのか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えします。

当該地につきましては、令和4年2月に本市教育委員会文化財保護課が埋蔵文化調査、試掘調査を実施しておりまして、調査の結果、遺構、遺物が確認されていないというような、そういう手続もしっかり踏まえた上で、工事の実施に支障がないということを事業者と、あと滋賀県のほうに報告をして実施しております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） やっているんですね。それはよかったです。ありがとうございます。調査不足でした。

さっきの質問にまた戻るんですけども、登記簿謄本を見ると、6月末に所有権移転で売買がなされ、要するに田んぼから業者のほうに移っています。それで、まとめた土地を合筆されて、登記がなされております。これが2,699平米。3,000平米以上になると、開発のハードルが上がります。ですから、許認可で出たであろう12月21日に野洲市に所有権移転しています。何が言いたいのかというと、当該事業者は、1月1日起算の固定資産税を、6月末で売買して12月21日に売っているから、固定資産税を払っていないのではないかなと思うんですけども、その辺、2か月で許認可を出して、固定資産税を払わないような便宜を図ったのではないかなと思われるようなことになるのではないかなと思いますが、その辺、いかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えします。

繰り返しになりますけども、本件につきましては、開発事業者が令和3年4月26日付で事前審査を提出した案件でございます。その令和3年4月から担当者と打合せを行いまして、都市計画法に基づく手続をした上で、令和4年6月10日に開発の許可を出しております。この令和4年6月10日に開発の許可を出した上で現場の工事に着手しておりますので、その工事が完了したのが令和4年12月19日で、12月20日の時点で市への帰属というような形になった案件でございます。その翌日に市への登記手続を行ったということですので、2か月の期間ではございませんで、1年以上をじっくりかけて、開発事業者と話をしながら、現場の工事を実施して適切な法手続を行った案件だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 最後になりますが、このような案件1件、私が議員になってから市道認定でちょっと登記簿を調べに行ったら、こういう問題が出てきて、以前のものはどうだったんだろうと思って、過去の市道認定のあれを調べてみたんですけども、このような勇み足の登記は何件か調べたらなかったので、今回だけなんですね。ですから、その辺はどうですかね。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 当市としましても、開発事業者から提出される申請につきましては、しっかりとその手続の手順にのっとりまして進めていこうというような考え方は変わりませんので、申請等に合致しないようなものというのではないように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） ありがとうございます。いろんな業者がおりますので、常に襟を正して、厳しく開発許認可を行っていただきたいと思います。

第2番は以上で終わりたいと思います。

次に、第3番の質問について。

教育委員会の予算についてということで、この質問は私の本意とする質問では、まあち

よっと修正があつてできなかったもので、少し教育委員会についての予算のことについてお聞きします。

前の議会にも質問をしましたが、市民生活の道路補修や橋、公園や住宅予算と比べても、教育委員会の関連の予算が桁外れに大きい、これはなぜでしょうか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 村田議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

現在進めている小中学校の大規模改修事業は、道路補修や公園の維持に要する費用と比較すると、工事が多岐にわたり、また同じように扱う単価もございしますが、単価が高額となるものが多いことから、どうしても全体の予算額は大きくなっています。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 私も議員が地元の要望で、道路の写真を撮って、議会とか担当部署とかに訴えて、数百万の工事をしていただいて、道が直っていくということはいいことだとは思いますが、それほど電子入札もなく、委員会付託もなく、工事監理が厳しくない教育委員会絡みの数億の工事の案件が、私が議員になってから9件あります。設計変更も含まれていますけれども、そういう意味で何か簡単に設計変更数千万とかということがまかり通っている。道路が数百万で一生懸命陳情してやっていただいている。鉛筆1つで数千万の設計増になっているのは、いかんとしても納得しがたいんですけれども、その辺、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

工事監理については、国土交通省営繕部が監修している工事の監理指針などに基づいて、市の監督職員が厳格に行っております。さらに、工事監理を効果的かつ効率的にできるよう、工事監理業務を外部に発注し、その受託者も工事監理を行っています。

次に、設計変更の事務においては、まず工事監理業務の受託者が1次的な査定を行います。その後、監督職員などが設計変更の積算をし、適正に設計変更の事務を行っております。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） ありがとうございます。少ない人数で、何十億の工事をやられているわけで、目が行き届かないとは思いますが、しっかりと出来栄えとかをちゃん

と見て、工事を完成して行ってください。

4番の質問については、ちょっと趣旨が外れますので、削除したいと思います。すみません。

次に、第4番の電子入札の導入について、ご質問いたします。

この5月の案件から電子入札が導入されております。今までは、入札状況による結果が詳しく公表されなかったもので、結果を見て、私は非常にあーあっと思って、驚いております。公開されている案件を見て、市の総務部長はどのような感想を持たれますか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、村田議員の電子入札の結果として公表している案件を見て、どのような感想を持っているのかという点のご質問にお答えをさせていただきます。

電子入札導入前につきましても、入札結果につきましても、入札方式であったり、予定価格、落札者、落札金額など、同様の内容を公表してきておりましたが、電子入札の導入によりまして、その結果の公表については、開札後に即座に行われるようになったということで、より透明性が向上し、適切に執行されているものと認識をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 今、即座にとおっしゃいましたが、即座じゃないんですね、私が調べてみていたら。カードを持っている業者なら即座に分かるのかもわかりませんが、一般の入札のサイトから入るとすぐには分かりません。やっと思いたい物件がこの6月に入って見れたと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） 再質問にお答えいたします。

今の入札システムにつきましては、開札後数分間以内に、いわゆるインターネット、市のホームページを通じまして、状況を確認いただけるようになっております。

なお、導入前につきましては、いわゆる市のホームページにその結果を掲載するという、そういう行為が必要であったため、いわゆる開札後、早くて翌日というようなちょっとタイムラグがあったんですけども、そうした形で執行については、今できていると認識しております。

以上です。



○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 私もそのデータを見るのがそんなに得意じゃないんですけども、そこまで何日もかかってやっところさ15日に入札で出てきたのがこの10日ぐらいですから、25日かかっています。その辺をちょっとまた調べておいてください。

あと2番、大体案件ごとに10社ほどが指名されておりますが、指名理由は私ども一般には公開されないのでしょうか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） 2点目のご質問にお答えいたします。

総務課において執行をしている建築工事、また建築工事関連業務委託を前提にお答えいたしますと、案件ごとに指名社数は異なりますけれども、最低5社以上指名することといたしまして、応札者を確保する観点から平均10社前後で指名することで競争性を高めているところでございます。

入札情報の公開につきましては、野洲市の入札結果等の公表に関する要綱に基づきまして、適切に公表しておりますけれども、議員お示しの指名競争入札についての指名理由につきましては、その中で公表しないということを規定しておりますので、そうした運用をさせていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 分かりました。小さい市ですからそんな業者もおりませんし。

3番、個別に見ると、入札において、やる気のある業者は大体3社、あと3社ぐらいがほどほどの金額を入れて、あとは辞退のパターンと見受けられるが、当局の見解はどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

案件ごとに発注時期が異なりますので、また入札参加者の方の個別のための請負状況等についても把握ができませんことから、ご質問いただきました内容については、見解をお答えすることはできません。

なお、今年度執行いたしました入札につきましても、一定の応札者がございまして、競争性については確保できているものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 非常に競争はされていると思います。失格者が出るほどの案件や不調の案件も出るようになってきました。競争原理が働いていることはよいことだとは思いますが、気になる案件があります。委託業務ですが、予定価格の7倍から8倍の金額で2社が応札しています。辞退の回数や故意の乖離した入札金額を入れることは指名停止や訓告などのペナルティーがあるのでしょうか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、4点目のご質問にお答えいたします。

指名停止等のペナルティーということですが、野洲市では、野洲市建設工事等指名停止基準に基づきまして、判断しております。こちらにつきましては、契約違反や法に触れる行為を行った業者に対しまして、基準に基づき指名停止等の対応を行っておりますけれども、入札辞退や予定価格から乖離した金額で応札されたということを理由に指名停止の対象とはしてございません。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 100円、200円的设计金額を物価本や赤本とか設計のG a i aのコンピューターとかで積算するような委託業者が7倍も8倍もという金額は入札制度を冒涇していると思えないんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） 議員のご指摘があった委託につきましては、歴史民俗博物館を調べさせていただいたところ、歴史民俗博物館の特別収蔵庫の空調設備の業務であったかと考えております。しかしながら、特記仕様書の中につきましては、いわゆる延べ時間等を記載しておりますので、そちらについては、結果は想定できませんけれども、過大な積算であったということは否定できないものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 5番に行きたいと思います。

野洲市という小さな自治体でも、委託業務や建設工事は、少ない金額ですけれども、数多くあります。その指名された案件ごとに、マンパワーを使って積算して、取れない工事を努力するのも非効率的だなというのがあるんでしょう。その辺、どうですか。何か、さ

つき言っていたような、やる気のある3社と辞退する3社、それからそこその金額の3社、この辺になっているようなものはどう思われますか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） ご質問のマンパワーを使って積算の負担により入札参加を避けたいのではというようなご質問でございますけれども、積算業務におきましては、事業者にも負担があることは認識しておりますが、市ではその辞退理由につきましては、確認することはできておりませんので、お答えすることはできません。しかしながら、事業者の方が積算に労力を要することを理由に適正な競争が働いていないとは考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） ぜひともしっかりした監視の目で、これからも当局には、業者の入札動向を監視していただきたいと思います。

この質問通告書を作る時点での公表されている案件で、委託業務では総額の75%、去年度の同時期と比べて、その4月、5月、それは59%まで下がっております。金額においては2,000万円ほど、予定価格と落札金額合計の差が2,000万あります。去年は700万円ぐらいで、3倍資金に余裕が出ました。建設工事では予定金額と落札工事の合計では、差額金額が2,000万円ぐらいですが、去年は500万円ぐらいで、4倍の資金余裕となります。先ほど見ましたら、もうちょっと公表されているので、もっと金額が大きくなると思いますけれども、まだまだ建設工事のほうが金額がもともと大きいので、もっと改善する余地というか、出てくるのではないかと思うんですけれども、当局の見解はどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） ご質問いただきました差額金額につきましては、令和4年度と5年度では件数が異なりますので、単純に比較することはできませんけれども、発注時における公共工事の積算業務につきましては、工事の内容により、別途設計業務として発注している案件もあります。土木工事については、標準的な基準書に基づきまして、適正に行っているところでございます。

なお、総務課におきましては、入札執行している建設工事、建設工事関連委託業務において、ダンピング等の防止を目的に最低制限価格を設定しております。そのため、予定価格と落札価格に差額が生じておりますけれども、品質確保の観点からは適正な価格で落札

がされているものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） そうですね。最低基準価格というのは大分高くなっています。昔は60%とかだったんですけど、今はもう90%前後の落札基準、最低基準価格で、最低で取っても利益が出て、品質確保ができるような値段になっております。ですから、その辺、適正な競争で、適正に落札業者を選んでいただきたいと思います。

また、その浮いた予算、要するにその中でも、昔というか、最近、去年とかは99%ぐらい取っていたのが今は92%とか、失格が出る金額とかくじ引とか、そんなことが行われておるように、いいことだと思いますけれども、その資金余裕を安易な設計変更の増額とかに回さずに、きちりとその金額で入札したんだから、その金額で無理強いほしくないけれども、やっていただきたいと思います。そのお金は来期に回すとかいうふうにしていきたいと思いますと思うんですけども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○1番（村田弘行君） それでは、7点目のご質問にお答えいたします。

入札執行後における予算の執行残につきましては、発注の担当課におきまして、不用額として処理をされることもあります。また、予算の減額においては適切に執行されているものと認識しております。

なお、発注の案件によっては、設計の変更が伴う減額、増額が発生する場合もございますけれども、こちらにつきましては、市では建設工事設計等事務取扱要領というものを定めておりまして、こちらでは緊急性や妥当性の観点から基準を設けておりますので、安易な変更はできないものとなっておりますということで、適正な手続を行った上で処理をされているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 適正な処理をお願いいたします。

最後に、滋賀県内で市のうち、当市が、野洲市が一番最後となっております。これは何回か質問させていただいて、やっところさ、コロナ補助金があって、その使い道として、人が集まらない、現場説明等がない電子入札が効果的だろうということで、その資金を使って電子入札を導入してもらったわけですけども、このように効果が出てくるんだった

ら、もっと早くやっていたかかったなと思っていますけれども、その辺の見解はどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、8点目のご質問にお答えいたします。

電子入札の導入につきましては、以前から課題として認識しておりましたけれども、財政状況を鑑みて導入を見送っていたというような経過がございます。

なお、昨年度、議員からご質問ありましたように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することが可能となったため、導入に至ったものでございます。

以上、お答えといたします。

○1番（村田弘行君） 以上、質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を午後3時45分といたします。

（午後3時29分 休憩）

（午後3時45分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村田議員より発言を求められておりますので、これを許可します。

村田議員。

○1番（村田弘行君） 先ほどの病院の質問中、「手落ち」との発言をしましたので、不適切でしたので、訂正させていただきます。すみませんでした。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第5号、第5番、木下伸一議員。

○5番（木下伸一君） 第5番、公明党、木下伸一でございます。

本日は3項目にわたって質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、早速1問目の質問に入らせていただきます。

早期の乳がん検診について。

日本では、厚生労働省が定めた指針に基づき、各自治体が乳がん検診を実施しております。また、40歳以上の女性を対象とした2年に1度の問診とマンモグラフィーの実施を厚生労働省が推奨しております。野洲市としましても、この推奨どおり、40歳の女性を対象として、乳がん検診の無料クーポン券を発行しております。

一方で、40歳未満の女性への乳がんの検診は、一部自治体のがん検診や医療施設が独自に設定しているがん検診などで行われており、検査方法としては、乳腺超音波検査、エ

コー検査のことにになります、であることが多いです。乳腺超音波検査は死亡率減少効果を示す根拠がなく、現在研究が進められている段階ではございますが、マンモグラフィーでの診断が難しい、乳腺密度の高い20代から30代の方に適していると言われております。

厚生労働省は40歳以上の方を対象としておりますが、自治体によっては、乳がん検診を20歳から実施したり、また毎年実施したりしているところがあります。その一例として、長野県飯田市をご紹介します。女性の対象年齢20代としましては、受診頻度2年に1回、乳腺超音波検査、30代におきましては、受診頻度毎年、こちらも乳腺超音波検査、40代は、こちら、「毎年」と書いておりますが、申し訳ありません、「2年に1回」の訂正をよろしくお願いいたします。こちらは乳腺超音波検査、またはマンモグラフィーの交互に実施されております。つまり、自治体によっては、乳がん検診の対象年齢や受診頻度、検査内容は少しずつ異なります。

国立がん研究センターがん情報サービスの統計によれば、2019年度の乳がん年齢階級別罹患率は、40代後半でピークを迎えますが、20代後半から徐々に高まり、30代後半で急激に高まります。20代や30代で乳がん検診を受けるべきかについては、明確な見解はございませんが、現状では、40歳以上の女性への乳がん検診が推奨となっております。しかしながら、30代後半からの罹患率が急激に高まるのは事実です。そのため、特に30代での乳がん検診は早期発見につながるというメリットがございます。また、気をつけなくてはいけないのが年齢が若ければ若いほど、がんの進行が早いということです。

血縁者に乳がんの罹患者がいる場合は、40歳になるのを待たずに、20代や30代でも乳がん検診を受診するべきと言われております。親や子ども、姉妹に乳がんにかかった人がいる場合においては、いない場合と比べ、乳がんの発症リスクが2倍以上になると言われております。また、遺伝性乳がんの特徴の1つに若年乳がんがあるため、遺伝性乳がんが疑われる方は年齢が若くても乳がんの発症に注意が必要となってまいります。

なお、20代から30代の方は乳腺が発達しているため、マンモグラフィーでは、乳腺の白っぽい濃度が目立って内部のしこりが見つけにくい傾向にあります。そのため、乳腺超音波検査を第1選択とし、3年から5年に1度程度の頻度でマンモグラフィーと併用を勧める施設もあります。

40代以上で乳がんの発症が不安な方や血縁者に乳がん罹患者がいる方などは、マンモグラフィー検査と乳腺超音波検査を併用する方法もあります。40代女性を対象とした研究では、これらの検査を併用したほうがマンモグラフィー単独と比べ、高感度にがんを検

出できることが報告されております。日本医療研究開発機構によると、マンモグラフィーではしこりの発見が難しいとされる高濃度乳房の方においても、マンモグラフィー単独の発見精度が55%であったのに対し、マンモグラフィーと乳腺超音波検査を併用した場合の発見精度は93%でございます。そのため、可能な限り、マンモグラフィーと乳腺超音波検査の併用検診をお勧めしている医療機関も多く存在します。

そこで、1つ目の質問に入らせていただきます。野洲市におきまして、乳がん検診の考え方と制度についてお伺いたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、木下議員の早期の乳がん検診についての1点目のご質問にお答えをいたします。

まず、がんの早期発見を目的とした検診には、対策型検診と任意型検診という2種類がございます。対策型検診というのは、がんを原因とする集団全体の死亡率を下げるために、主に市区町村が実施主体となって行われる公共的な検診です。一方の任意型検診は、個人が自身の死亡リスクを下げるために任意で受けるもので、例えば人間ドック等の医療機関や健診機関等が提供する通常の医療サービスとなっております。

野洲市では、健康増進法に基づきまして、市民全体の死亡率を下げるために対策型検診を行っておりまして、乳がん検診も例外ではございません。

野洲市の乳がん検診は、厚生労働省の示すがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づいて実施をしているところで、具体的には、対象者は市に居住地を有する40歳以上の女性としておりまして、2年度に1回の受診となっております。検診項目は、問診及びマンモグラフィーであり、受診方法は県内医療機関での個別検診となっております。また、当該年度の4月1日現在、がん検診対象年齢に達したばかりの40歳の女性には、乳がん検診無料クーポン券を配布し、積極的な受診勧奨を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 先ほど例に挙げさせていただきました長野県飯田市の例を少し参考にしていただければと思いますけれども、長野県飯田市におきましては、乳房エコー検診については、平成23年度からこの乳房エコー検診を開始されているそうでございます。今のところ、先日、こちらの飯田市の保健課の担当の方とメール及び電話でいろいろなお話を聞かせていただいたんですけれども、ちなみに長野県飯田市は人口が約9万6,55

5人で、野洲市から比べるとほぼ2倍弱に当たるんですけども、その中で、こちら飯田市のほうは乳がんエコー検査のほうで20代から30代、この人口なんですけれども、令和4年4月1日現在で、20代、30代合わせますと8,565人おられます。その中で令和4年度でこの乳房エコー検診を受診された方は1,272名ということで、約14.8%。この数字が必ず野洲市に当てはまるとは限りませんが、やはり本当に対象年齢を20代、30代に下げることによって、希望者はこれだけおられるんですね、1,272名。野洲市は単純に半分というとなら600人前後になるんですけども、先ほど、前座でもご紹介させてもらったとおりなんですけど、やっぱり血縁者とか、そういう方に乳がんの方がおられると、やはり他の方に比べると早期に検診をする必要があると思うんですけども、そういうことを踏まえて、次の2つ目の質問に移らせていただきます。

現状の制度を利用されている野洲市の対象の割合をお伺いさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

直近のデータといたしまして、令和3年度の野洲市の乳がん検診の受診率ですが、こちらは16.7%となっております。滋賀県全体の受診率19.9%と比較すると、決して高いとは言えない状況となっております。ただ、任意で乳がん検診を受けている方については、市では把握できておりませんので、市の制度以外も含めた実際の受診率はもう少し高いというふうに推測をされます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 今、数字のデータを教えていただきましたけれども、多少飯田市と、前後はありますが、ほぼそれぐらいの数字かなとは思っております。先日、私の娘のところに、こちらのがん検診手帳という、これはもう野洲市が発行してもらっている無料クーポンに、子宮頸がんの方は20歳、乳がんの方は40歳ということで、非常に分かりやすい内容で、私も全部読ませてもらったんですけども、ちなみに、まだうちの娘は読んでいないんですが、ぜひ、やっぱりこういう、本当に分かりやすく書いていただいている書面をもっともっと皆さんに告知していただきたいと思います。

ちなみに、飯田市ではちょっといろいろ書いていますが、こういう感じで、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、それから子宮頸がん、このセットでこういう形でされておしま



す。別にカラーがいいかどうかのこのじゃないんですけれども、一目見たときに、野洲の場合は白黒だったと思うんですけれども、こういう形でビジュアルも、また見やすい様式というか、やっぱり特に若い方がアナログで見るのと、例えばこういう形で実際、色がついているので見るのではちょっと違うかと、これは私のあれになるんですけれども、そう思うと、本当に私の母親も、私ごとで恐縮ですけれども、67歳のときに肺がんで亡くなりました。本当にがんというのは、もう皆さんもご存じのように、早期発見が一番大事なんです。うちの母親の話で恐縮ではございますけれども、もう見つかったときには肺がんがリンパに回って、脳に転移して、最後は私、自分の息子でさえも名前も分からない状況で、もう亡くなったんですけれども、やっぱりそういう形で本当にこのがんというのをもっともっと市民の皆さんに周知、いろんな方法があると思うんですけれども、いろんなことでたくさんワクチンのこととかもいろいろありますけれども、本当に市民の皆さんが感心してもらえるような、そういう取り組みをぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

乳がん検診を早期発見するために、20代や30代などに対象年齢を引き下げることについての吉田健康福祉部長の見解をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、3点目のご質問にお答えをいたします。

厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会や関連の指針では、乳がんの罹患動向、あるいは検診による死亡率の減少効果、発見率などから、40歳以上が検診対象者として妥当だと報告されているわけです。そのため、野洲市といたしましては、20歳代、30歳代の方へは、がん予防方法の周知や啓発等を行わせていただいております。例えば、5月の禁煙週間や9月のがん制圧月間、2月のがんと向き合う週間、3月の女性の健康週間時期などに、乳がん検診の自己受診や普段からの乳房の観察、気になるころがあれば早めに医療受診する、また40歳になったら乳がん検診を受けるといった早期発見に向けた心構えやがん発生と関連の深い喫煙、飲酒、運動不足などの生活習慣の改善の必要性などについての啓発を、図書館との連携や乳幼児健診などを利用して行っているということで、がん検診そのものを20代、30代まで拡大をするということは、現時点においては予定をしておりません。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 先日、健康福祉センターにちょっとお尋ねさせてもらったんですけども、20代、30代で検査をすることは、メリットよりもデメリットのほうが大きいというお話を聞きました。私もそのときはそれほど詳細なことが分からなかったので、理解して帰ったんですけども、その点についての見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 20代、30代、メリットよりデメリットが多い……。

○5番（木下伸一君） 20代、30代で、マンモグラフィーで比較すること、受診することによって比較しましたね。それによって、受ける被曝量のほうがデメリットが大きいということで、ご説明いただけますか。

○健康福祉部長（吉田和司君） 再質問に対して、お答えをさせていただきます。

若干ちょっとずれるかもしれないんですけども、市区町村が行う対策型の検診項目として厚生労働省が推奨するものには一定条件がありまして、その中にメリットが必ずデメリットを上回るという条件がございます。今おっしゃったように、例えば若いうち、特にマンモグラフィーでのがんの発見がなかなか難しい年代で、放射線を使う、マンモグラフィーを使うということは、結局、メリットとデメリットのどちらが大きいかというのがなかなか判定をしづらいといったことから、厚生労働省としては、20代、30代にはマンモグラフィーは推奨されていないというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 先ほどの件になるんですけども、聖路加国際病院の放射線科の医長の角田先生はこのようにおっしゃっております。マンモグラフィーによる被曝で、1度に受ける量は、日常的に浴びている自然放射線量よりもごく微量であるので、まずは心配はない。その例とされまして、東京からサンフランシスコまで飛行機で移動する間には0.038マイクロシーベルトもの自然放射線による被曝を受けていると書いてあります。これを、データがもし正しいと仮定すれば、1回で受ける量、例えば毎月受ければ別ですけども、そういう方は年2回でいいと思うんですが、そうなってくると、そのデメリット、メリットの関係性は崩れるかと思うんですが、その点について、もう一度よろしくお願ひします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 再々質問にお答えをいたします。

やはり、若いうち、早期発見というのも大事だと思うんですけども、いわゆるマンモグラフィー、あるいはエコー検査でもそうですけれども、それには発見率、あるいは、厚生労働省はどちらかというと、最終的には死亡率の減少、ここに重きを置いておりますので、そういったことから20代、30代よりも40代に焦点を当てるほうがより死亡率の減少、低減については効果が大きいと、そういう判断をされているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 何度も飯田市の例を出しますけれども、飯田市は、そうしましたら、8,565人の20代から30代の方がおられるんですけども、その中で1,272人の方が受診されているんです。これを、やっぱり野洲市に置き当てはめても、ある程度の数字というか、見ていただきたい。もちろん、財源の絡みもあるから一概には言えませんが、そういう少数意見と言うと、また言葉がおかしいのかもしれませんが、そういう形で、市がいろんな形で対応をされれば、20代、30代の方も、先ほど申し上げましたように、血縁者で乳がんの方がおられた場合とか、それに限りませんが、やっぱり健康、さっきも申し上げましたようにがんというのは物すごく、今、2人に1人がかかる時代になっておりますので、そういう点、早期発見という点から考えれば、違うんじゃないかなと思うんですけども、もう一度見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

これも繰り返すにはなりますけれども、特にマンモグラフィー、被曝ということを考えますと、やみくもにその数をこなすというよりは、先ほどもご説明いたしましたように、若い世代、20代、30代の方につきましては、普段から、やはりご自身の乳房の様子を観察いただいて、異変がないかどうかということに注意を払っていただく、そして、もし異変を感じたときには、速やかに医療機関を受診をしていただくということが現時点では最も効果的というふうに考えられているというふうに解釈をしております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 厚生労働省の2021のデータをちょっと引っ張ってきたんですけども、人口動態統計ではありますが、女性の部位別がんの死亡数、これはもう健康福

祉部長はご存じかと思うんですが、1位が大腸、2位が肺、3位が膵臓、4位が乳房、5位が胃がんになっているんですが、30代から64歳までは、1位が乳がんになりますね。また、2019年、ちょっと古いデータですけれども、部位別の罹患数に関しては、大腸を抜いて、乳房が1位になります。この点からも考えて、早期発見のために、私は30代、20代。20代はちょっとなかなか難しいかもしれませんが、検討する余地はあると思うんですけれども、もう一度お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） すみません。私は決して、20代、30代の検診を否定するわけではないのですけれども、最初に申し上げましたけど、まずそもそも公的な検診として実施をする対策型の検診と、あくまでも個人がご自身の死亡率を下げるために受ける任意型の検診という2種類の考え方がございます。20代、30代の方については、法的な検診として一定の集団に対して、すべからく検診を実施するというよりも、やはりここは任意型検診というのを中心に行っていただくというのが現行の考え方であるというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） では、4つ目の質問に移ります。

乳がん検査の内容としましては、先ほども申し上げましたように、マンモグラフィーのみではなく、乳腺超音波検査の併用が、より発見率が高まると思います。その見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、4点目のご質問にお答えをいたします。

超音波検査とマンモグラフィーの併用につきましては、令和3年3月17日開催の第32回厚生労働省がん検診のあり方に関する検討会におきまして、死亡率減少効果、実施体制などについて、引き続き検証が必要であるというふうに示されております。つまり、先ほど言いましたように、対策型の住民検診につきましては、推奨するためには一定の条件がございまして、やはりその死亡率の低減、これが絶対的な要件となってまいります。ここについて、引き続き検証が必要というふうにされておまして、現在では、対策型の検診としては推奨されておられませんので、現時点では実施を予定しておりませんけれども、今後、引き続き国の動向に対しては注視をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） では、次の5問目の質問に移ります。

乳がん検査の早期開始について、前川病院事業管理者からの見解をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 木下議員の5問目の質問についてお答えをいたします。

乳がん患者の増加は重要な問題であり、乳がん検診の重要性は高まっていると思います。現在、40歳以上を対象にマンモグラフィー検診が行われていますが、受診率は、先ほどの健康福祉部長からの答弁にもありましたとおり、あまり高くないのが現状で、やはりもっと啓発ということが大事だと思います。

マンモグラフィー検診は、精度管理がされて、資格のある医療者が判定する確立した検査方法ですけれども、先ほど木下議員が言われたように、乳腺密の高い対象である若年者では判定が難しいことがあるために、超音波のエコー検査の併用が推奨されています。当院では乳がん検診でも両者の併用が可能です。一方、超音波エコー検査については、精度管理を含めて、その資格者も含めて、あんまり標準化されていないという課題があります。そのため、40歳未満を対象に超音波検査のみの検診で行うということは、逆に見逃しの可能性とか診断の信憑性の問題があって、そういう問題があるんだろうと思います。

ということで、遺伝歴や高リスクと考えられる40歳未満の対象者は、そういう市の検診ではなく、乳腺外来を受診して検査を受けていただくというふうな格好で対応いただきたいということで、当院では週2回、乳腺専門の外来をしておりますので、そういうものを利用していただけたらと思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 今回、この質問をさせていただきましたのも、市民の方からご相談をいただきました。もう繰り返しになりますので、これ以上言いませんけれども、現在、近年、今、9人に1人が乳がんになると推定されております。乳がんは、女性のなるがんの中で最も多く、また若い年齢で乳がんにかかる率も年々、今、上昇しております。仕事や子育て世代、子育てに励まれる働き盛りの女性こそ、乳がんに気をつける必要があるのではないかと思います。また、乳がんは早期発見して、適切な治療を行えば、5年相対生存率が9割と、予後も大変よくなります。市民の健康や生命を守るという観点からも、様々な制度をまた整えていただくことを期待して、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

市役所の各種申請書の窓口業務について。

野洲市におきましては、住民票や印鑑証明書、税証明書などの申請を行う場合は、窓口の前に設置されている記載台で申請書に記入をして、申請書を窓口に出すようにしています。市の担当者は申請者の確認を行い、必要な事項をパソコンに入力をして、各種証明書の印刷を行っております。一方、書かない窓口として運用される窓口業務では、記載台や案内役を廃止し、職員が窓口で直接入力を行い、申請書の作成支援を行います。身分証明書を見せると、職員が申請書に住所、生年月日などの情報を聞き取り、確認しながら必要事項をパソコンに入力します。申請者は、印刷された入力内容を確認し、誤りがなければ署名するだけで簡単に申請が完了いたします。

政府としては、デジタル庁を立ち上げ、自治体窓口DX「書かないワンストップ窓口」を推進しております。地方自治体との共創を通じて、地方自治体における「書かない、待たない、回らない、ワンストップ窓口」を実現することで、地方自治体窓口の「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現をデジタル庁が目指すとしております。

今年の2月の読売新聞オンラインでは、新潟県見附市の取り組みが紹介されておりました。見附市は約4万人の人口ですが、住民票の発行や転出入などの際、窓口を訪れた住民から職員が聞き取ってシステムの入力をするすることで、書類記入の手間が省ける「書かない窓口」の運用を始めました。2016年に全国で先駆けて、北海道北見市が導入し全国に広がっているシステムで、新潟県内では見附市が初めてですが、運用から1か月を経たこの時期で、市民からも好評を得ているということでした。具体的には、窓口でマイナンバーカードや免許証などで本人確認をした上、住所、氏名、手続、内容などを職員が聞き取り、申請書を作成、印刷します。住民は内容を確認して、間違いがなければ書類に署名して手続が完了するという流れになります。住民異動票など、計63種類の申請手続や住民票など53種類の証明受付で書類記入が不要になるとのことでした。見附市の70歳の女性の声として、「記載台がないので、あれっと思ったんですが、便利ですね。細かいことが苦手になっているので、助かりました」と喜んでいたり、市民生活課の担当者は、「職員も対応に慣れ、『早くて楽になった』と声をいただくようになった」と話している声がありました。

そこで、1つ目の質問に入らせていただきます。

野洲市でも、申請窓口の効率化を推進する必要があると考えますが、現在の野洲市の取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、1点目の窓口申請効率化における現在の取り組み状況についてのご質問にお答えをいたします。

申請窓口につきましては、野洲市行財政改革推進プランにおきましても、ICTを活用した効率化を推進することを目的といたしまして、市民の利便性の向上と事務の省力化を目的にオンライン化に取り組んできております。主な内容といたしましては、汎用型によるオンライン申請と転入等で手続の概要をウェブページ上で案内するガイドシステムを運用しております。現在、オンラインの申請におきましては、100種類の手続を、またガイドシステムにつきましては、8種類の手続を公開し、運用しているところでございます。こちらについては、市のホームページからご利用が可能となっているところでございます。これら、オンライン手続につきましては、自宅のパソコンやスマートフォンからでも利用が可能となり、また夜間の時間帯でもご利用ができるということで、利便性は大きく向上しているものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 野洲市の取り組みを今教えていただきました。

2問目の質問に行かせていただきます。

野洲市におきまして、書かない窓口の実現について、総務部長の見解をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

書かない窓口につきましては、いわゆるデジタルトランスフォーメーションの観点からは、本来ならば、窓口申請がゼロになることが望ましいというところですがけれども、オンライン申請の手続等の利用が難しい方、また対面による細かな対応を希望される方など、市民ニーズも多様であることから、現行の窓口機能については必要であると考えております。こうしたことから、事例としてご提示いただいた北見市のシステムですがけれども、こちらについては、今現在、国のデジタル庁が、国が提供するガバメントクラウドという大きな仕組みの中で書かない窓口サービスを自治体に提供する取り組みが進んできていると

ころでございます。こうしたことから、野洲市におきましても、令和7年度に、今現在の住基、戸籍等の基幹系システムの標準化が予定されていますので、これらの時期と合わせて、その導入についても検討する必要があるのではないかと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 今、前向きなお答えをいただきました。

再質問させていただきます。

2022年度で全国1,718の自治体の中で約70の自治体を書かない窓口を導入されております。システムプログラムを導入するに当たって、見積りは算出されましたでしょうか。もちろん今すぐ導入するのは難しいと思うんですけども、将来的な導入に向けて、見積りを取ることは考えられますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、木下議員の再質問にお答えいたします。

現在、その書かない窓口サービスの提供についてですけれども、デジタル庁のほうで、先ほど申し上げましたとおり、ガバメントクラウドという大きな仕組みの中で、この夏に利用料の提示があるということ案内されると、現在聞いておるところでございます、野洲市個別での見積り価格、徴収については、現時点では考えておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） では、再々質問をさせていただきます。

ちなみに、滋賀県内におきまして、この書かない窓口を導入されている市町はございますでしょうか。ございましたら、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） 再々質問にお答えいたします。

全てちょっと滋賀県内全部把握しているわけではございませんけれども、近隣の守山市におかれては、限定的ではございますけれども、転入転出手続等のシステムを窓口新システムとして導入されているということ、東近江市のほうでは、ちょっと導入時期は不明ですけれども、マイナンバーをかざして申請書を読み取るというような方法でやられているということを聞いています。また、最近ですけれども、近江八幡市のほうで、書かない窓口のプロポーザルが今、ちょっと公表されている状況でございます、ちょっと詳しくは



分かりませんが、近隣の状況としては、以上でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 政府も書かない窓口を既に導入済みの自治体職員を今後導入する、例えば野洲市が導入する場合であれば、自治体職員を派遣して、後押しをするという政策があると思います。ぜひ、近隣の場合に、お話を聞いていたら、守山市、東近江市、近江八幡市がされております。もちろん滋賀県内におきまして、野洲市のイメージアップのためにも、ぜひこの導入に向けてお願いをしたいと思います。

また、これ、行政のサービスの質向上、行政の方、職員の方、それから市民の方が両方ウィン・ウィンの関係になると思います。職員の方はその手続が簡略化できるということと、また市民の方は待ち時間が少なくなるという形になっていると思います。これに向けて、野洲市におきましても、前向きなお考えで、ぜひ進んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で、この質問を終わります。

それでは、3番目の質問に入ります。

デフリンピック支援と共生社会の推進について。

聴覚障がい者の五輪と呼ばれるデフリンピックの大会が、2025年、日本におきましては、初めて東京都などで開催をされます。オリンピック同様に4年に1度、世界的規模で行われる聴覚障がい者のためのスポーツ競技大会で、1924年の第1回大会から数えて100周年に当たる節目の大会となります。昨年、ブラジルで行われたデフリンピックでは、コロナ禍でもありながら、73か国、2,412人が参加、日本選手は陸上や水泳などを含め、過去最多のメダル30個、金12、銀8、銅10を獲得されております。

開催計画では、音が聞こえる人とそうでない人が共同して大会開催を実現していくことで、例えばスタートの合図や審判の声など、目で見分ける、視覚的に工夫をするなど、コミュニケーションや情報のバリアフリーを推進し、一歩進んだ共生社会の姿を示していくとされております。しかし、残念なことにデフリンピック自体の認知度は非常に低く、2021年、日本財団が調べたデフリンピックの認知度は16.3%、同じ調査でパラリンピックは97.9%になります。パラリンピックでアスリートが挑戦する姿は私たちに多くの感動を与え、スポーツがこれほどまでに心を動かすのかと再認識させてくれました。

そこで、オリンピックが日本で開催されることを機に、デフスポーツやデフアスリート

とつながり、知ることによって障がいに対する理解をより身近に考えることにより、多様性のある社会、共生社会をつくり上げていく機運醸成にもなると考えます。公明党におきましても、2025年東京デフリンピック大会推進本部が設置されております。

そこで、1つ目の質問に入ります。

障がいの有無や種類を問わず参加できるスポーツやイベントを増やしていく機運は、地域の共生や多様性を深めていくことと考えます。聴覚障がいをはじめとして、障がい者がスポーツや文化芸術に取り組む環境や基盤整備として、野洲市におきましては、どのような取り組みをされていますでしょうか。吉田健康福祉部長にご質問します。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、木下議員のデフリンピック支援と共生社会の推進についての1点目のご質問にお答えをいたします。

本市には、他市にはあまり例がない特徴といたしまして、障がいのある人々がスポーツを楽しんだり、交流を深めたりすることを目的とした施設であるなかよし交流館の存在があります。なかよし交流館では、音楽広場やボッチャ競技大会など、障がいのある人となんい人の交流事業の他、豊かな発想から生まれる独創的な作品を展示する「野洲の風に集うスポーツ&アート」などのイベント事業を展開しておりまして、障がい者スポーツや文化芸術に取り組むための環境づくりに努めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 今、なかよし交流館の例を出していただきました。野洲市におきましても、今、ここの1つ、これが一番大きなところだと思うんですけども、障がい者の方がスポーツや文化芸術に取り組む環境をここだけでなく、もちろん財源のこともありますし、課題も多々あると思うんですけども、皆さんが共存してできる、そういうところをまた造っていただきたいと思います。これは要望になります。

じゃ、2つ目の質問に移ります。

昨年5月、国では障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。野洲市でも、障がいの有無にかかわらず、暮らしやすい活躍できるまちづくりのためには、飲食店や公園施設など、多くの市民が利用する場所においても、あらゆる情報のバリアフリーを推進していく積極的な取り組みが重要と考えますが、現状の野洲市の取り組みとデフリンピックを見据えて、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、2点目のご質問にお答えをいたします。

本市の情報バリアフリーの現状につきましては、広報紙の要約点字や音訳、手話通訳員が市役所に常駐するのと併せ、ネット回線を利用した遠隔手話通訳事業を実施するとともに、毎年、手話講座を開催し、手話通訳士の資格取得に向けた支援を行うなど、聴覚や視覚に障がいがある人への情報バリアフリーに向けた支援を行っているところでございます。

また、デフリンピックを見据えた今後の取り組みにつきましては、ただいま申し上げました現状のこうした取り組みを市民への啓発も含めて、着実に、また継続的に進めていくことが2025年に東京で開催されるデフリンピックや同じ年に滋賀県で開催をされます全国障害者スポーツ大会への支援と機運の向上等につながるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） では、3つ目の質問に移ります。

例えば、野洲市におきましても、デフリンピックムーブメントを利用して、学校や幼稚園、保育園などの教育現場や福祉とが連携して、手話スポーツを実際に体験したり、デフアスリートに触れる機会を通して、市民への積極的な情報や機会の提供を通じて、共生社会の構築のために啓発を進めるべきではと考えますけれども、見解をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、3点目のご質問にお答えをいたします。

2025年に東京で開催をされるデフリンピックや滋賀県で開催をされます全国障害者スポーツ大会は、障がいの有無にかかわらず、無限の可能性を体現するアスリートたちの魅力を通して世の中の人に気づきを与え、誰もが認め合い支え合える、よりよい社会をつくるための社会変革のよい機会であるというふうに認識をしております。

現状におきましても、例えば幼稚園や保育園では、日頃の保育の中で、手話を歌や手遊びなど、保育の様々な場面に取り入れて、子ども一人ひとりがお互いの違いや個性を尊重して、共に育ち合う保育を進めているところでございます。今後も、身近でデフリンピックや全国障害者スポーツ大会が開催されるこの機会を捉えまして、引き続き、教育現場や福祉部門が連携しつつ、全ての人にとって共生社会が当たり前になるような価値観を醸成し、社会全体で共有できるよう、啓発活動を推進してまいりたいというふうに考えており

ます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 応援事業（ホストタウン）への参加についても、国が令和4年3月に策定しました第3期スポーツ基本計画でも、特に東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京大会）のスポーツレガシーの発展に向けて、スポーツを通じた共生社会の実現を掲げております。また、手話は言語であるという認識のもとに、手話への理解、促進を図り、地域の手話の使いやすい環境を構築することで、市民が自立した日常生活を営み社会参加をするなどを目的とした手話言語条例が、全国の自治体で成立をしております。既に、鳥取県ではデフリンピック応援宣言を行っておりますが、野洲市におきましても、国際大会が日本で行われ、世界各国から多くの人を訪れることにより、地域経済の活性化に寄与するとも考えられます。

ここで、最後の質問に移ります。

野洲市におきましても、デフリンピックを応援する取り組みやホストタウンに積極的に参加していくべきと考えますが、吉田健康福祉部長の見解をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 4点目のご質問にお答えをいたします。

デフリンピックにつきましては、開催地が東京であることや国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会が同じ年に滋賀県で開催されることなどを踏まえますと、デフリンピックに係るホストタウンとしての積極的な参加は現実的に難しいのではないかというふうに考えております。

しかしながら、先ほどの3点目のご質問でもお答えいたしましたとおり、デフリンピックも全国障害者スポーツ大会も、これらを通じた気づきの中で、誰もが認められ支え合える、よりよい社会をつくるためのよい機会であるというふうに認識をしておりますので、側面的な支援にはなりますけれども、デフリンピック等のこうした大きな大会の開催を念頭に置きつつ、共生社会の実現に向けた啓発や取り組みを今後も推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

野洲市におきましても、障がいのある方も健常者の方も住みやすいまちづくりという形で、1つの機会になると思いますので、いろんな課題はあるかもしれませんが、野洲市におきましても、皆さんが本当に住んでよかったと言ってもらえるような野洲市に、これはぜひ市長にもお願いしたいんですけれども、言っていただけるようなまちにしたいことを切に望みまして、私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、来る6月19日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時35分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年6月16日

野洲市議会議長            荒川泰宏

署名議員                益川教智

署名議員                東郷克己